

第20回豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(危機管理対策本部会議を含め37回目)

日時：2月27日（土）10時30分

場所：第一庁舎2階大会議室

次 第

1. 第39回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議について

2. 現況について

3. 今後の対応について

4. その他

第39回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和3年2月26日（金）19時45分～

場所：大阪府庁本館1階 第1委員会室

次 第

議題

（1）現在の感染状況・療養状況等

- ・現在の感染状況について【資料1-1】
- ・現在の療養状況について【資料1-2】
- ・緊急事態措置にかかる取組状況【資料1-3】
- ・滞在人口の推移【資料1-4】

（2）イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請等

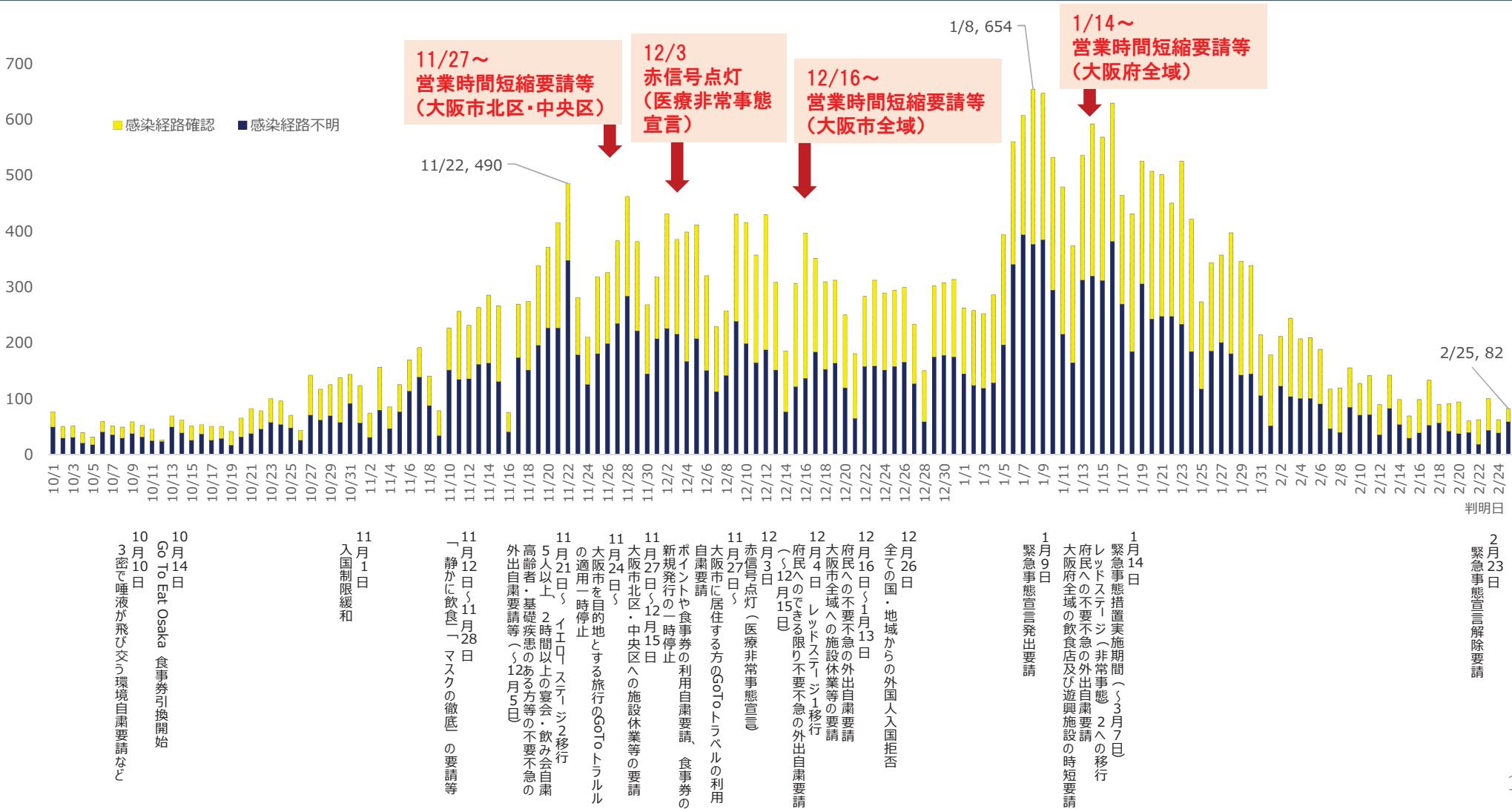
- ・イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請【資料2-1】
- ・（参考）レッドステージ（非常事態）/イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請
新旧対照表【資料2-2】
- ・発生状況及び要請内容に関する専門家の意見【資料2-3】
- ・国の分科会提言を踏まえた今後の取組みの方向性【資料2-4】
- ・（参考）今後の取組みに関する専門家の意見【資料2-5】

（3）その他

- ・商店街におけるCO₂センサーのデモンストレーション結果【資料3-1】

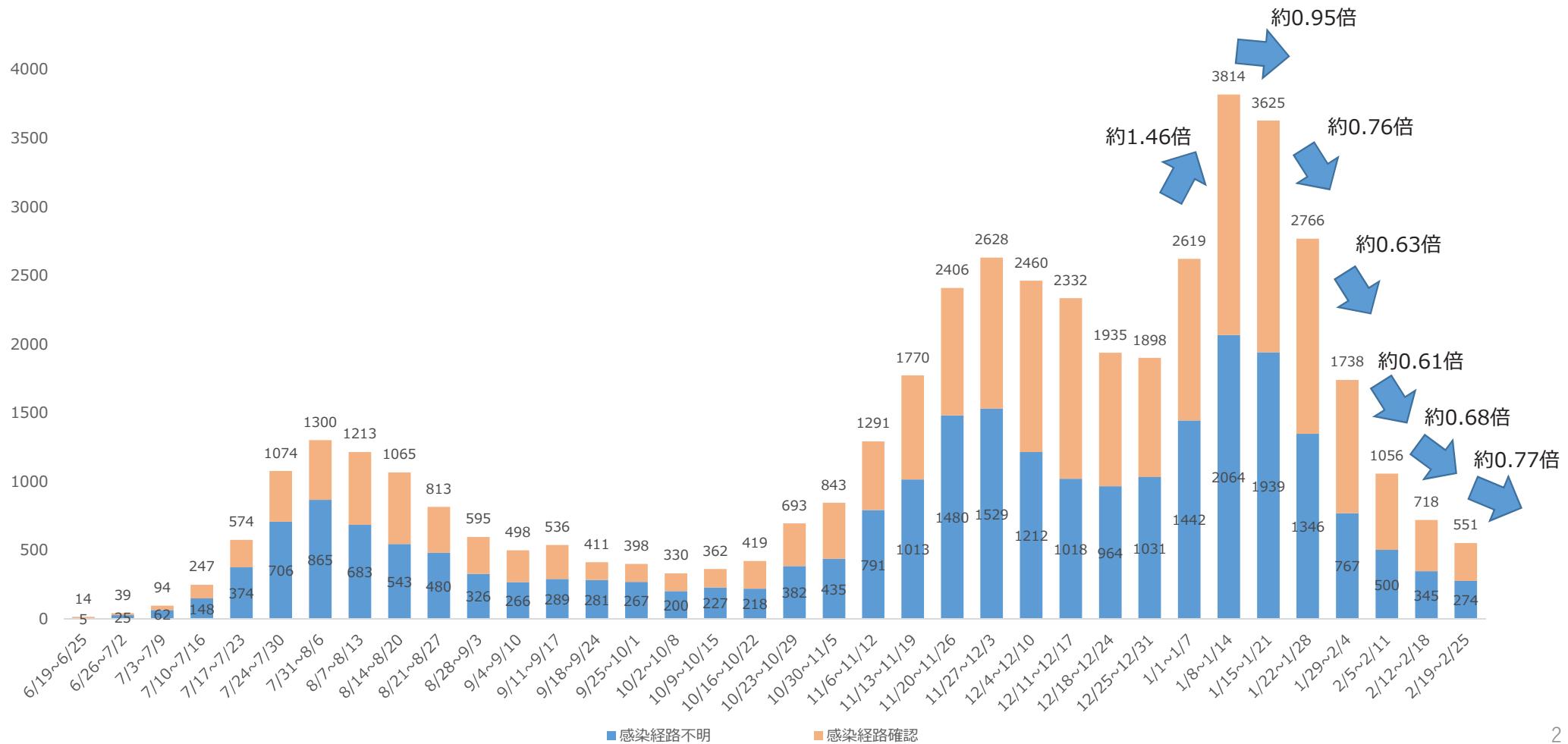
陽性者数の推移

資料 1 - 1



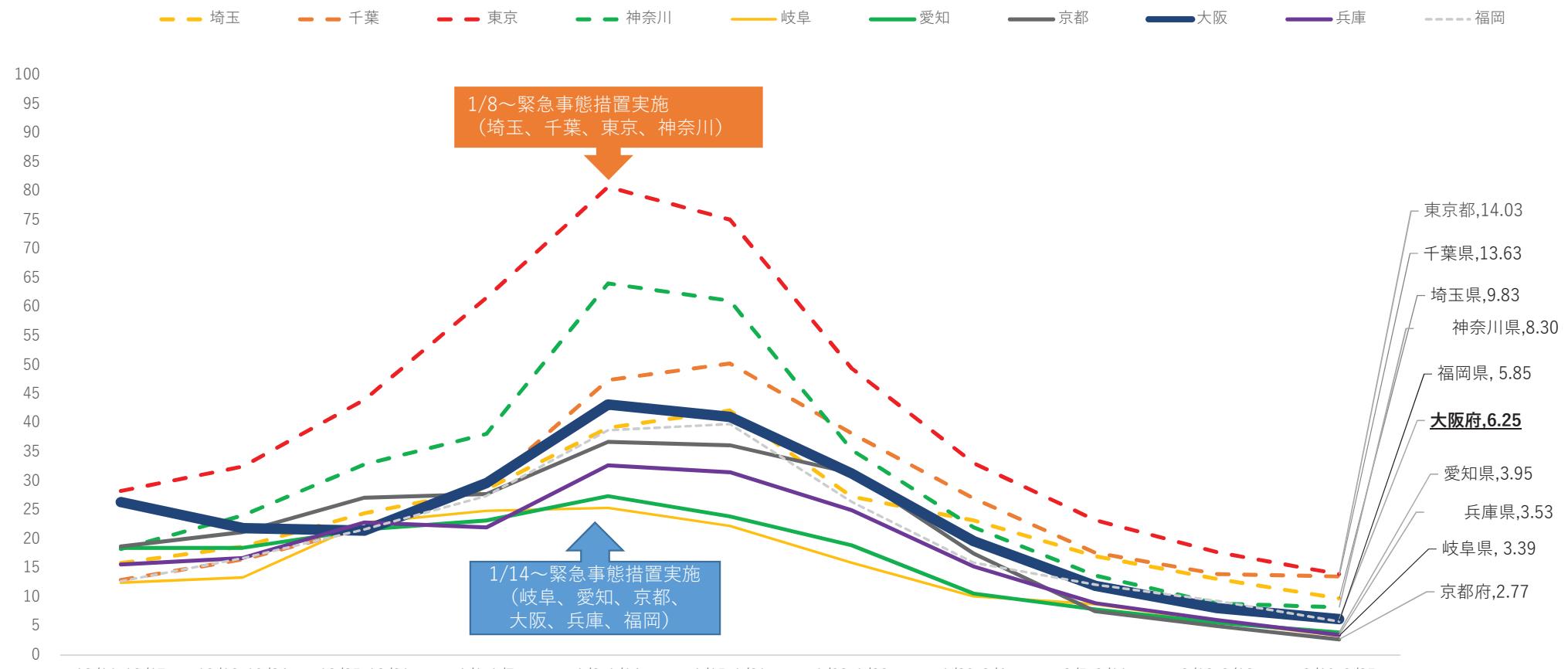
7日間毎の新規陽性者数

1月14日以降の緊急事態措置実施により、新規陽性者数は大きく減少。(直近1週間の一日平均約80名)



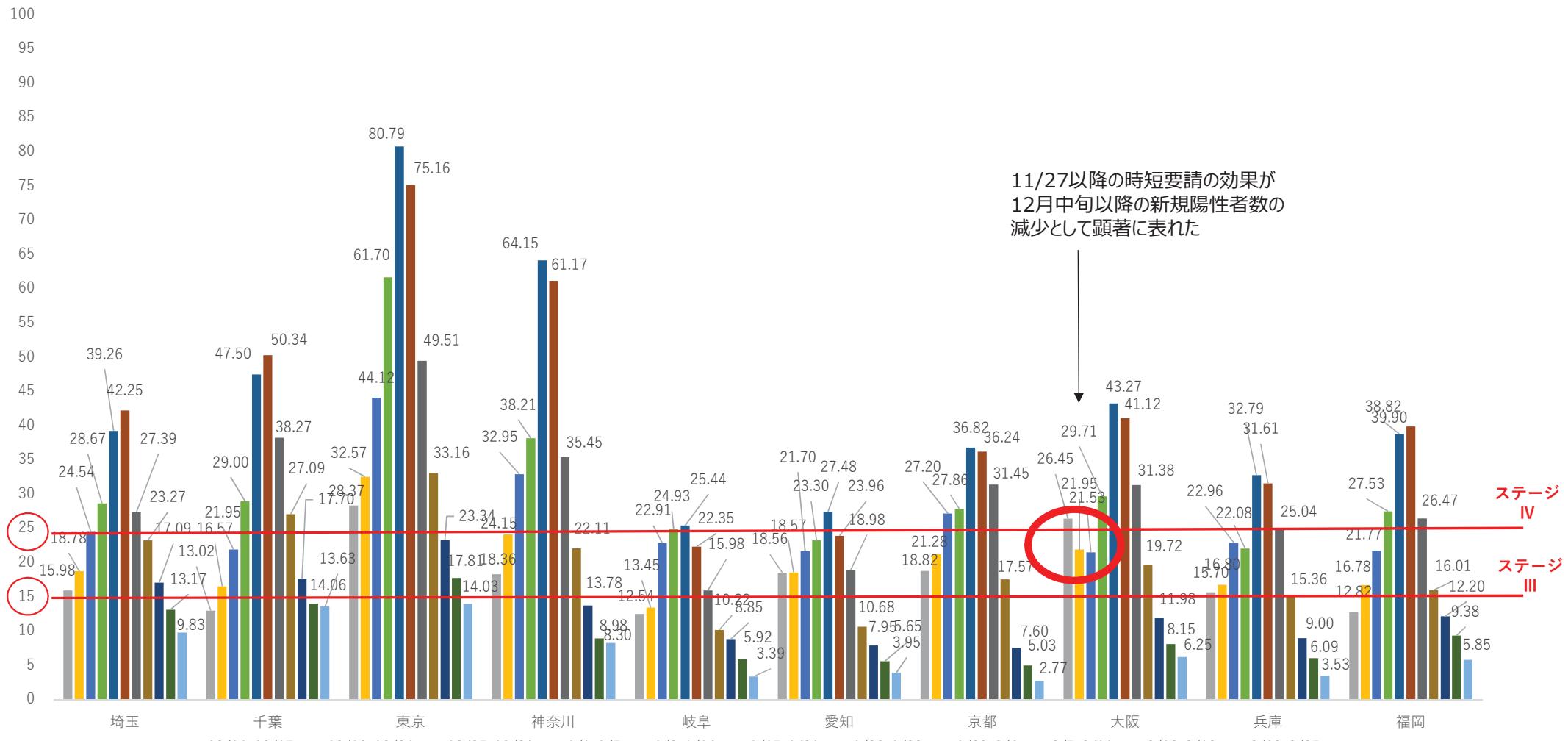
週・人口10万人あたり新規陽性者数

緊急事態措置実施後、各都道府県で新規陽性者数が大きく減少。大阪府も他都道府県と同様に大きく減少し、兵庫県や京都府と同様、国分科会指標ステージⅢの基準(15人)を大きく下回っている。



※各都道府県ホームページ公表数値を基に、大阪府の分析による 3

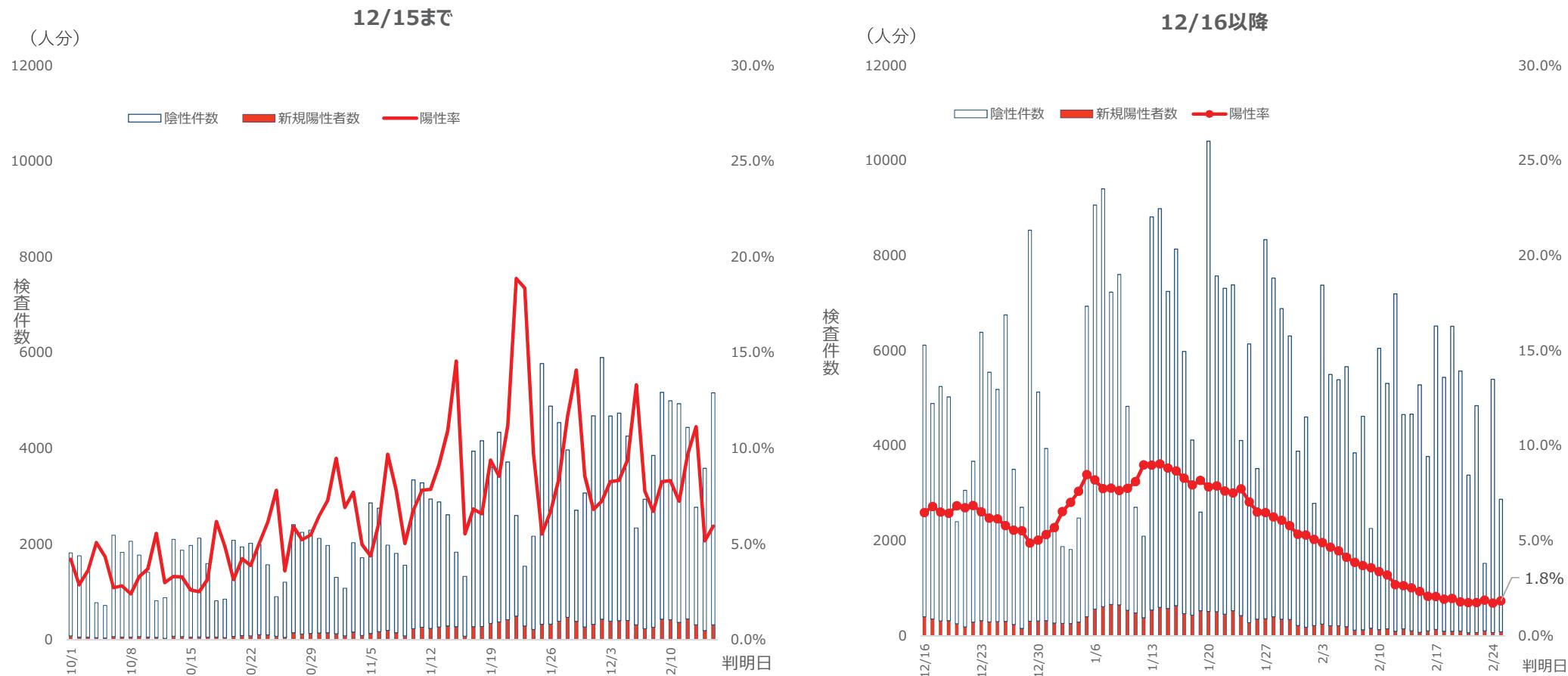
週・人口10万人あたり新規陽性者数(都道府県別)



※各都道府県ホームページ公表数値を基に、大阪府の分析による

検査件数と陽性率

陽性率は、1月15日以降低下し、2月25日時点で1.8%。



※12月15日より国システム（G-MIS）を使用し、算出方法を
「1週間の陽性者数／1週間の検体採取をした人数」に変更

「大阪モデル」モニタリング指標の状況

重症病床使用率(非常事態(赤色)解除の指標)は、2月17日以降、9日連続で6割を下回っている。

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する非常事態解除の基準	府民に対する警戒解除の基準	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	現在の状況
(1) 市中の感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者 7日間移動平均前週增加比	①2以上かつ ②10人以上	—	—	—	0.68	0.69	0.81	0.72	0.67	0.66	0.76	0.76	0.79	1/17以降、1未満
	②新規陽性者における感染経路不明者数 7日間移動平均		—	—	10人未満	51.43	49.29	50.14	43.71	41.71	40.14	40.86	38.86	39.14	1/11をピークに減少
	【参考①】新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	—	39.1%	62.9%	45.1%	39.4%	65.0%	29.0%	43.0%	61.3%	70.7%	概ね40~60%台で推移
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	—	770	718	720	672	634	627	629	558	551	1/12以降、減少
	うち後半3日間		—	—	—	300	320	313	274	245	216	222	224	244	
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	—	0.5人未満	8.74	8.15	8.17	7.62	7.19	7.11	7.14	6.33	6.25	1/12以降、減少
	【参考②】陽性率(7日間)	—	—	—	—	2.1%	1.9%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.9%	1.7%	1.8%	2/20以降、1%台
(3) 病床等のひっ迫状況	⑤患者受入重症病床使用率(※)	—	70%以上 (「警戒(黄色)」信号が点灯した日から起算して25日以内)	7日間連続 60%未満	60%未満	52.5%	49.8%	48.4%	47.5%	48.4%	46.2%	45.2%	44.3%	43.0%	2/17以降、60%未満
	【参考③】患者受入軽症中等症病床使用率	—	—	—	—	38.6%	36.6%	35.6%	35.0%	35.8%	37.0%	33.4%	34.5%	29.3%	2/16以降、40%未満
	【参考④】患者受入宿泊療養施設部屋数使用率	—	—	—	—	10.6%	10.7%	9.9%	9.9%	9.1%	8.2%	7.4%	6.8%	6.7%	2/19以降、10%未満

※緊急事態宣言が発令されている間は、大阪モデルの非常事態(赤色)解除基準を満たした場合でも、暫定的に赤色信号を点灯させたままとし、緊急事態宣言解除と同日に赤色信号を消灯(黄色信号に移行)する(2月19日第38回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議にて決定)。

(参考)新型コロナウイルス感染症対策分科会におけるモニタリング指標の状況

2月17日以降、いずれの指標もステージIVの基準を下回っている。

また、病床の占有率の指標以外は、ステージIIIの基準も下回っている。

	指標	目安	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/25時点の目安に対する状況	(参考)ステージIII目安	2/25時点の目安に対する状況	
ステージIV	医療提供体制等の負荷	最大確保病床の占有率	50%以上	40.2% (783/1,949)	38.1% (747/1,962)	37.0% (726/1,962)	36.4% (715/1,962)	37.3% (731/1,962)	38.0% (750/1,972)	34.7% (685/1,972)	35.6% (702/1,972)	30.9% (610/1,976)	○	20%以上	●
		現時点の確保病床数の占有率	—	40.2% (783/1,949)	38.1% (747/1,962)	37.0% (726/1,962)	36.4% (715/1,962)	37.3% (731/1,962)	38.0% (750/1,972)	34.7% (685/1,972)	35.6% (702/1,972)	30.9% (610/1,976)	—	25%以上	●
		重症病床 最大確保病床の占有率	50%以上	45.8% (186/406)	44.3% (180/406)	43.6% (177/406)	39.7% (162/408)	40.2% (164/408)	39.0% (159/408)	38.5% (157/408)	38.0% (155/408)	37.3% (152/408)	○	20%以上	●
		重症病床 現時点の確保病床数の占有率	—	45.8% (186/406)	44.3% (180/406)	43.6% (177/406)	39.7% (162/408)	40.2% (164/408)	39.0% (159/408)	38.5% (157/408)	38.0% (155/408)	37.3% (152/408)	—	25%以上	●
		人口10万人あたり療養者数	25人以上	18.25	16.73	16.76	15.89	15.50	15.41	13.81	13.62	13.13	○	15人以上	○
	監視体制	陽性率 1週間平均	10%以上	2.1%	1.9%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.9%	1.7%	1.8%	○	ステージIVと同基準	○
	感染の状況	週・人口10万人あたり新規報告数	25人以上	8.74	8.15	8.17	7.62	7.19	7.11	7.14	6.33	6.25	○	15人以上	○
		直近一週間と先週一週間の比較	1より大きい	0.69 (770/1,122)	0.68 (718/1,056)	0.77 (720/936)	0.76 (672/890)	0.73 (634/871)	0.76 (627/821)	0.82 (629/764)	0.72 (558/770)	0.77 (551/718)	○	ステージIVと同基準	○
		感染経路不明割合 1週間平均	50%以上	46.8%	48.1%	48.8%	45.5%	46.1%	44.8%	45.5%	48.7%	49.7%	○	ステージIVと同基準	○

病床確保計画に定める「最大確保病床」を「現時点の確保病床」が上回る場合は、「現時点の確保病床数」に読み替える。

●：基準外

○：基準内

推定感染日別陽性者数（2月24日時点）

12月30日をピークに減少に転じ、1月14日以降の緊急事態措置により急減。

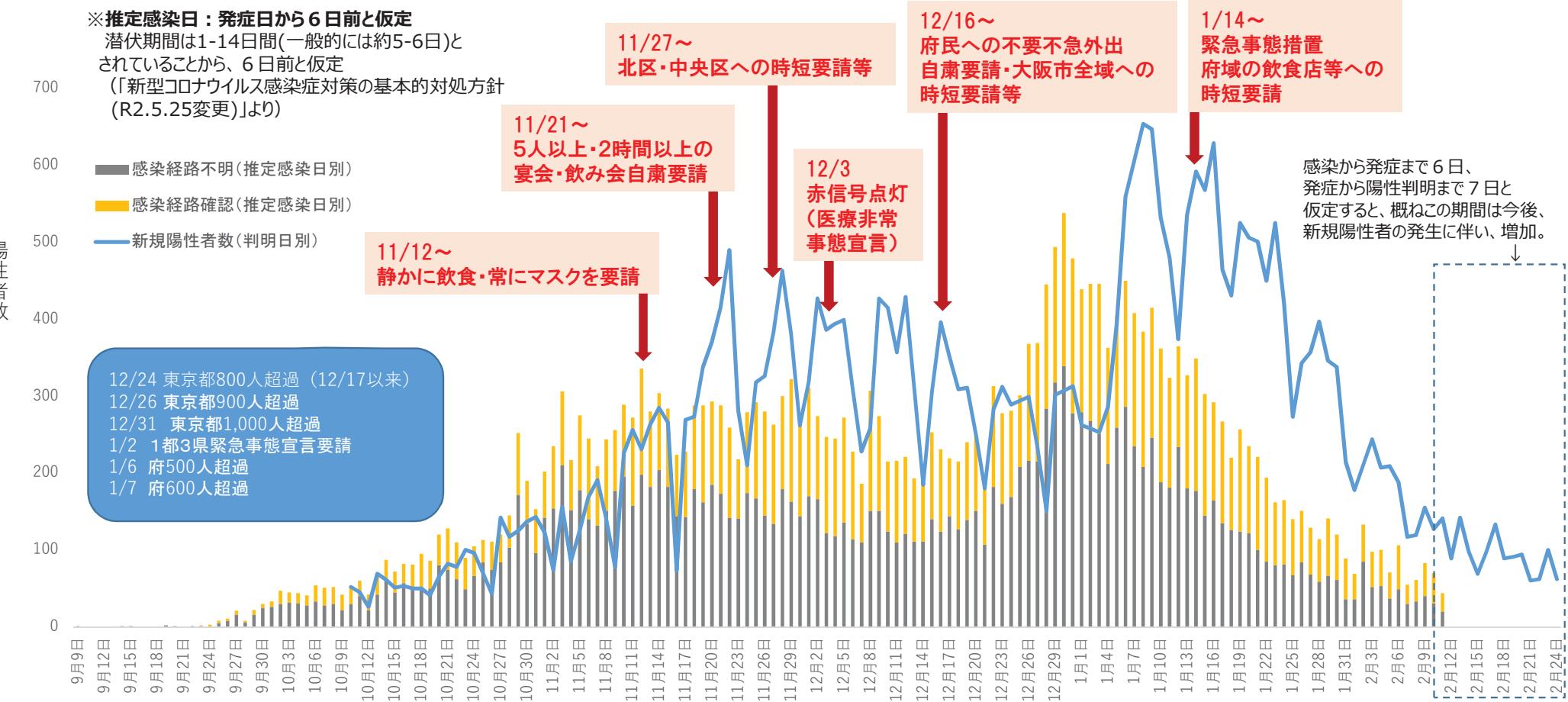
(10月10日以降2月24日までの判明日分) (N=29,553名 (調査中、不明、無症状6,231名を除く))

※推定感染日：発症日から6日前と仮定

潜伏期間は1-14日間(一般的には約5-6日)とされていることから、6日前と仮定
(「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
(R2.5.25変更)」より)

■ 感染経路不明(推定感染日別)
■ 感染経路確認(推定感染日別)
■ 新規陽性者数(判明日別)

12/24 東京都800人超過 (12/17以来)
12/26 東京都900人超過
12/31 東京都1,000人超過
1/2 1都3県緊急事態宣言要請
1/6 府500人超過
1/7 府600人超過

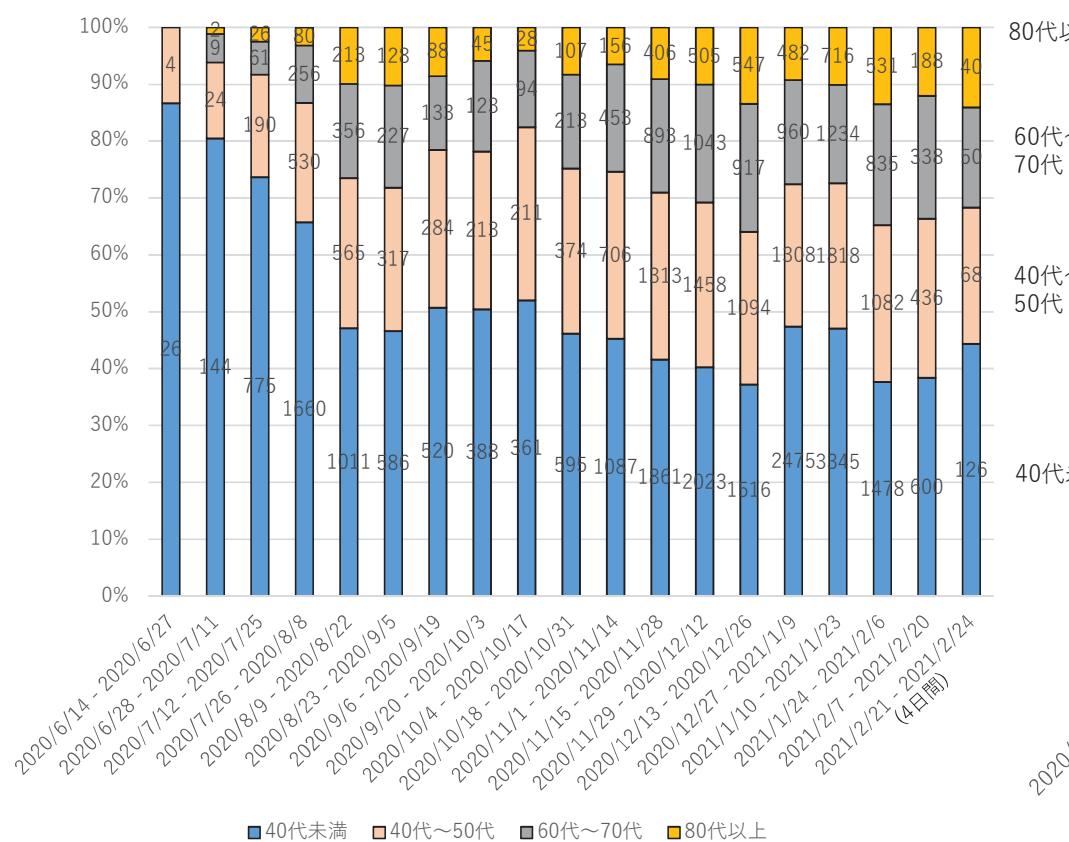


陽性者の年齢区分

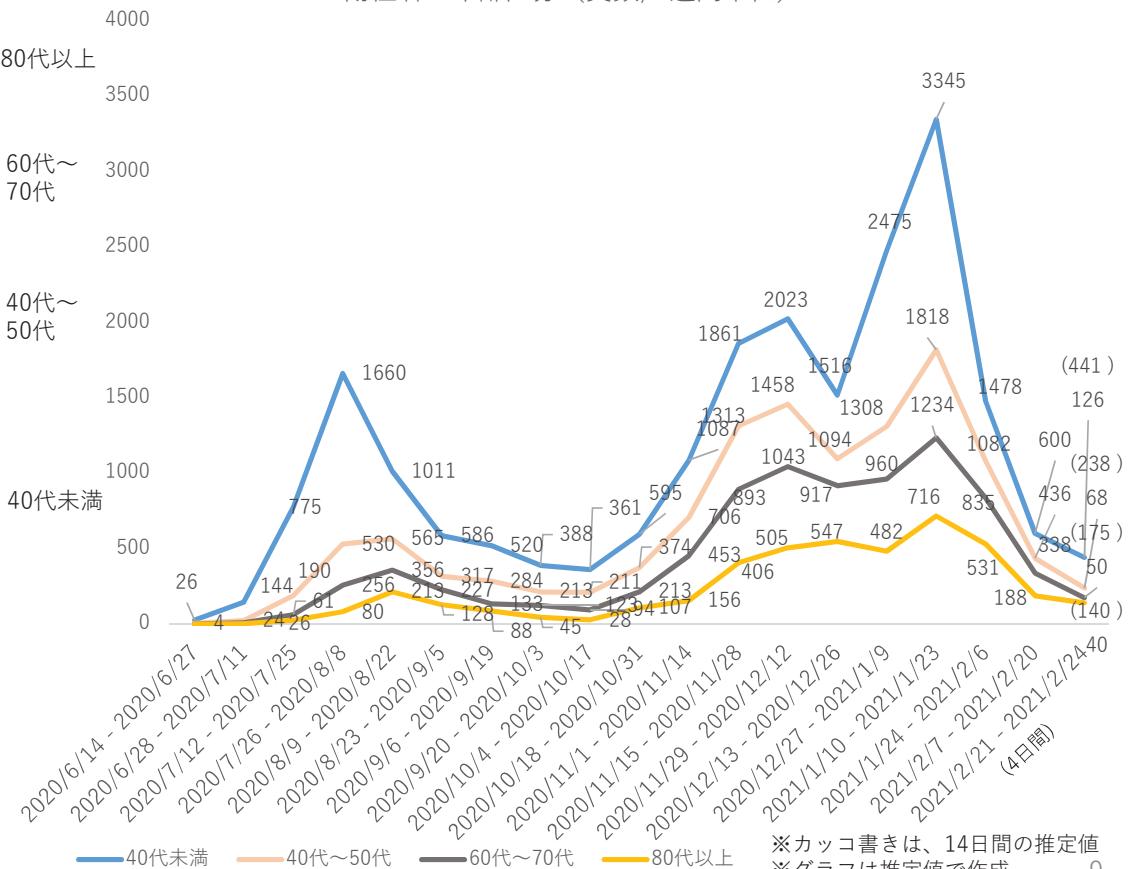
40代未満の割合は、1月下旬以降、4割弱まで減少（直近4日間は4割強）。60代以上は、直近2週間は減少傾向。

（6月14日以降2月24日までに判明した45,055事例の状況）

陽性者の年齢区分（割合, 2週間単位）



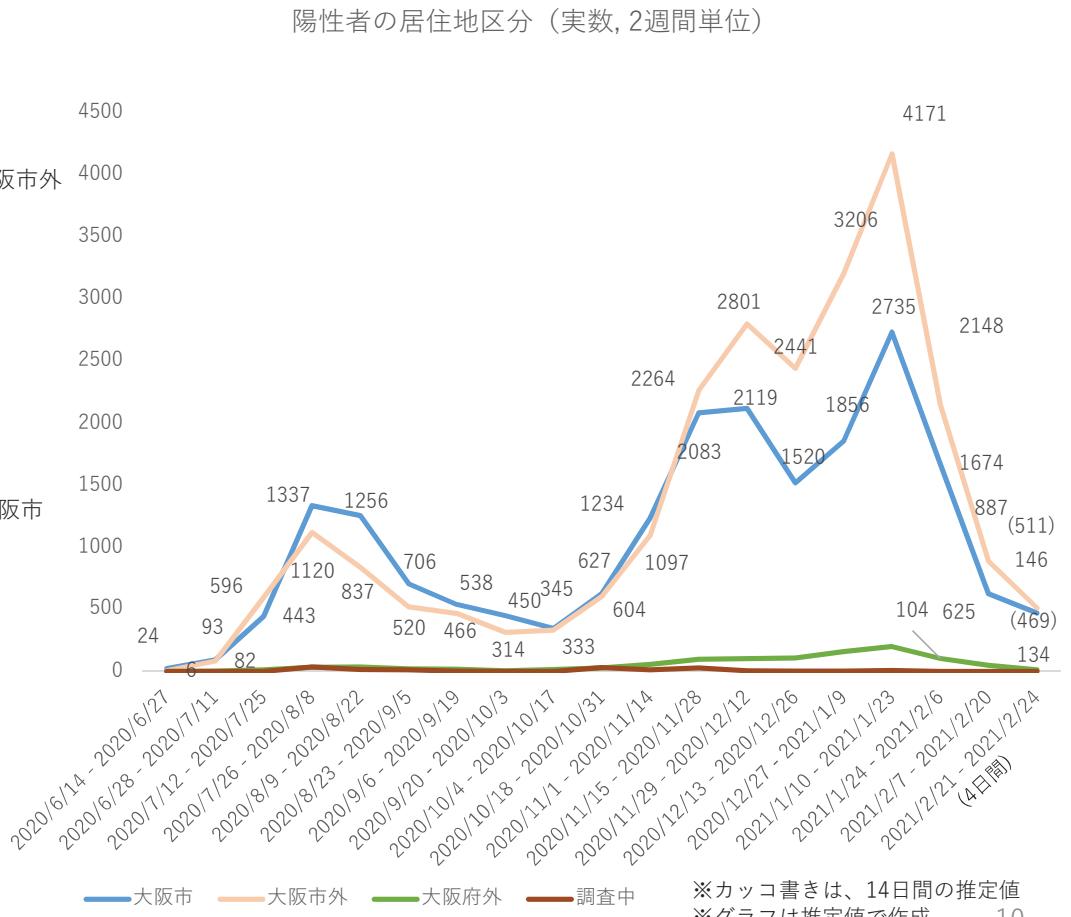
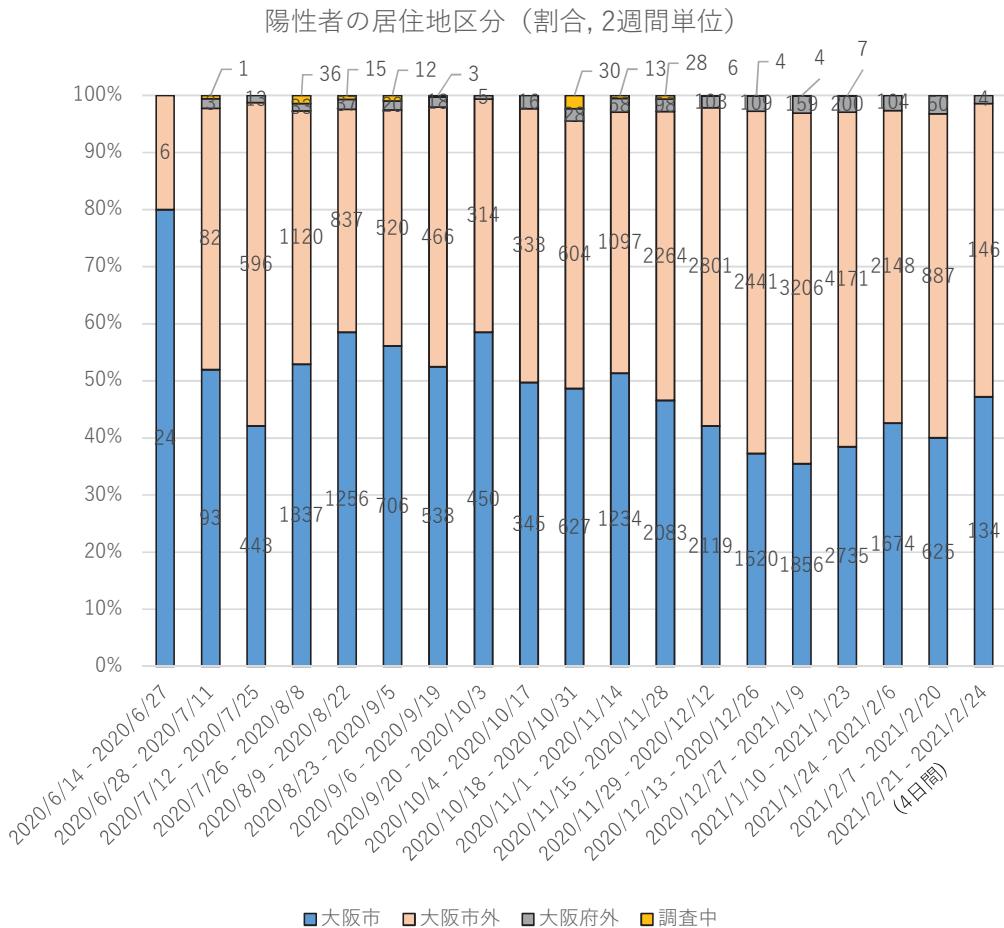
陽性者の年齢区分（実数, 2週間単位）



陽性者の居住地

大阪市内居住者の割合は、2月7日からの2週間は約4割。(直近4日間は5割弱)

(6月14日以降2月24日までに判明した45,055事例の状況)



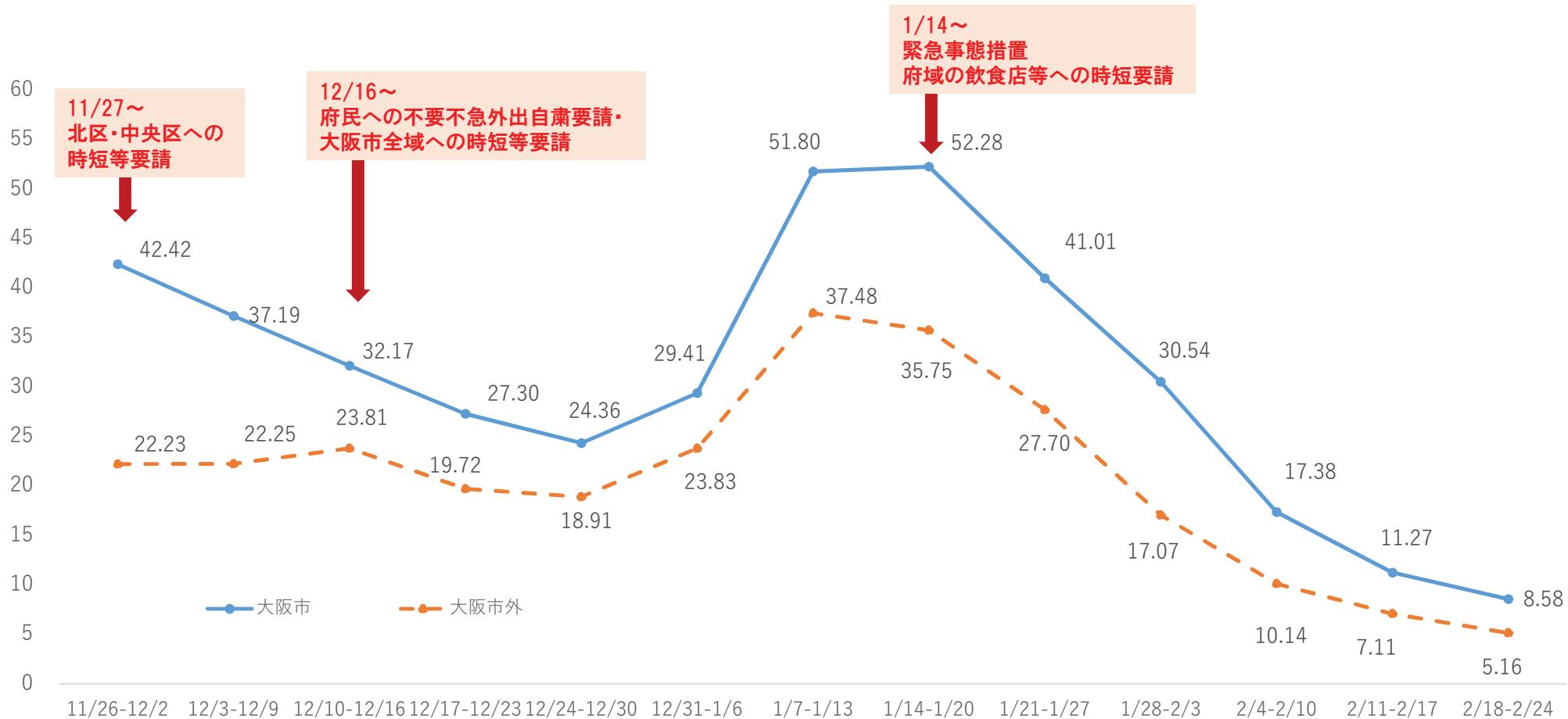
※カッコ書きは、14日間の推定値
※グラフは推定値で作成

大阪市・市外の陽性者比較 (人口10万人あたり)

※市内外は居住地による

※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

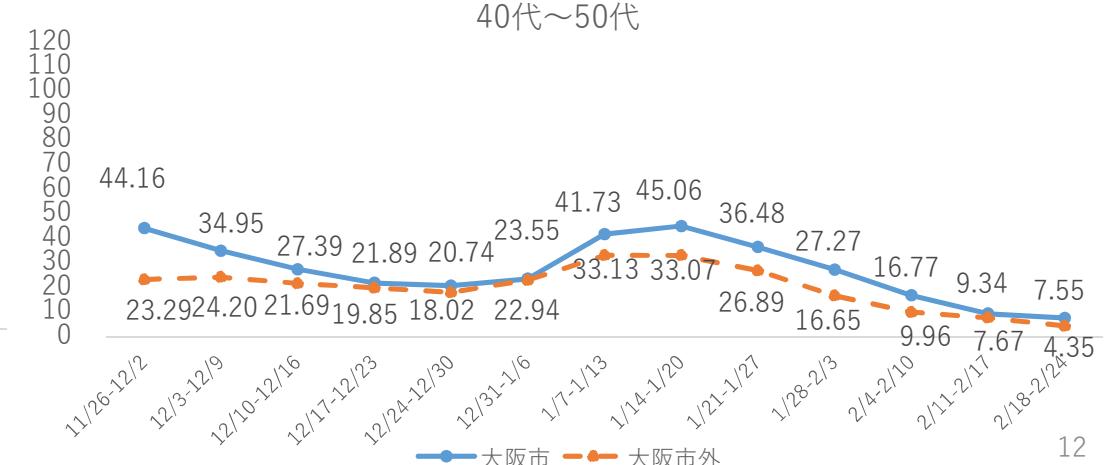
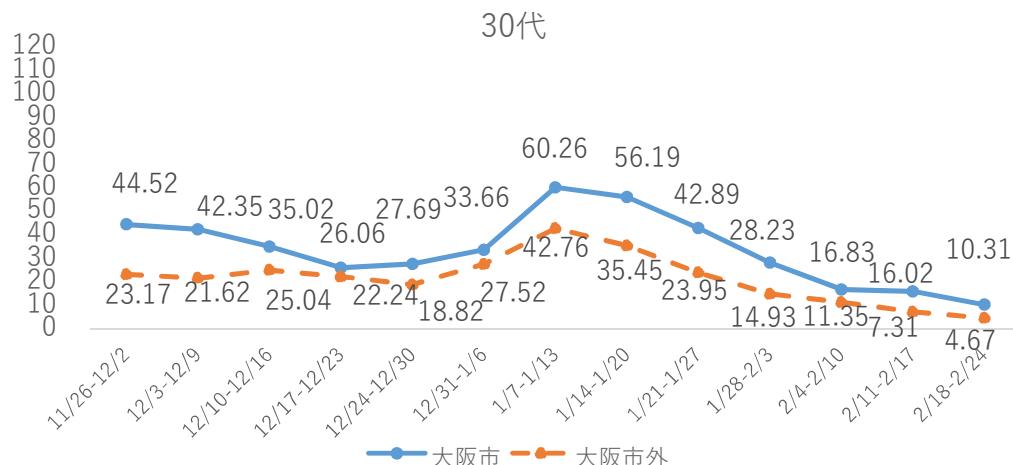
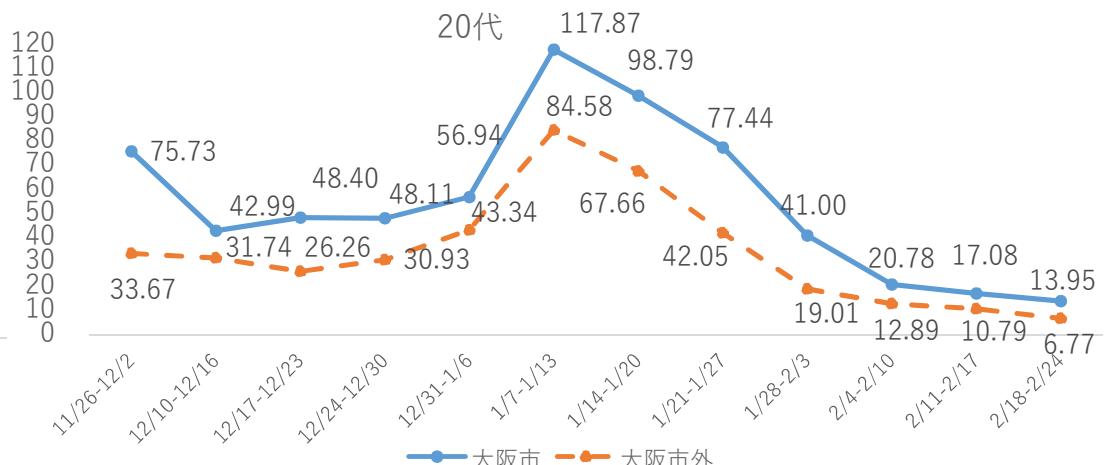
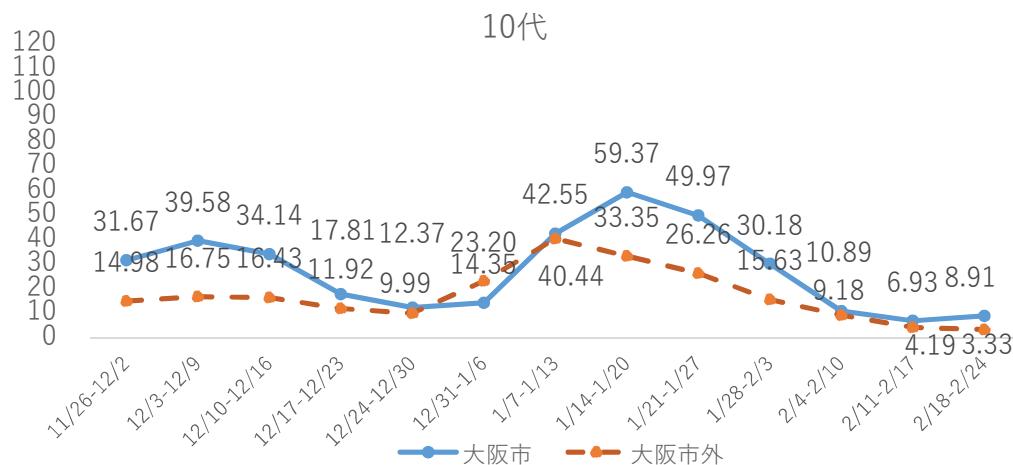
1月14日以降の府域への時短要請以降、大阪市内・市外の人口10万人あたり新規陽性者数はいずれも減少。



大阪市・市外 年代別陽性者比較 (人口10万人あたり)

※市内外は居住地による
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

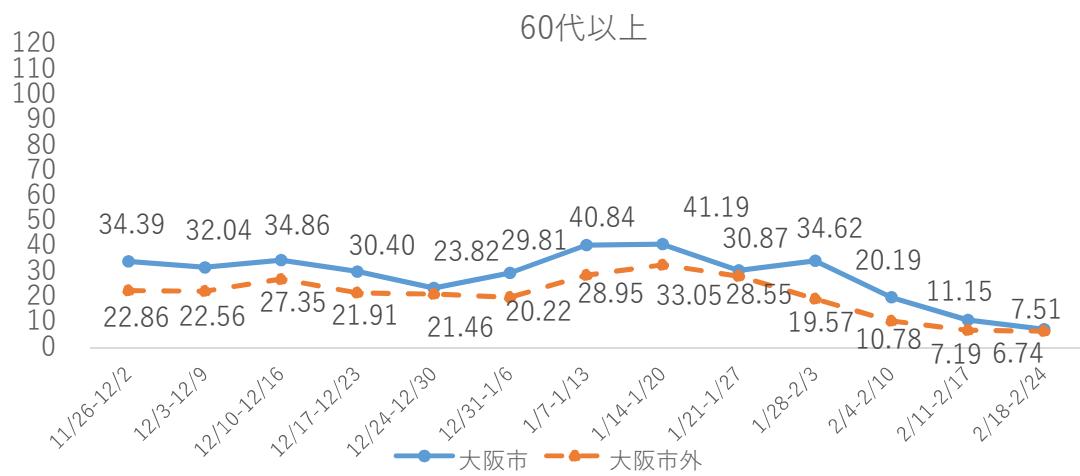
10代の市内を除き、全年代の市内・市外人口10万人あたり新規陽性者数は引き続き減少。



大阪市・市外 年代別陽性者比較 (人口10万人あたり)

※市内外は居住地による
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

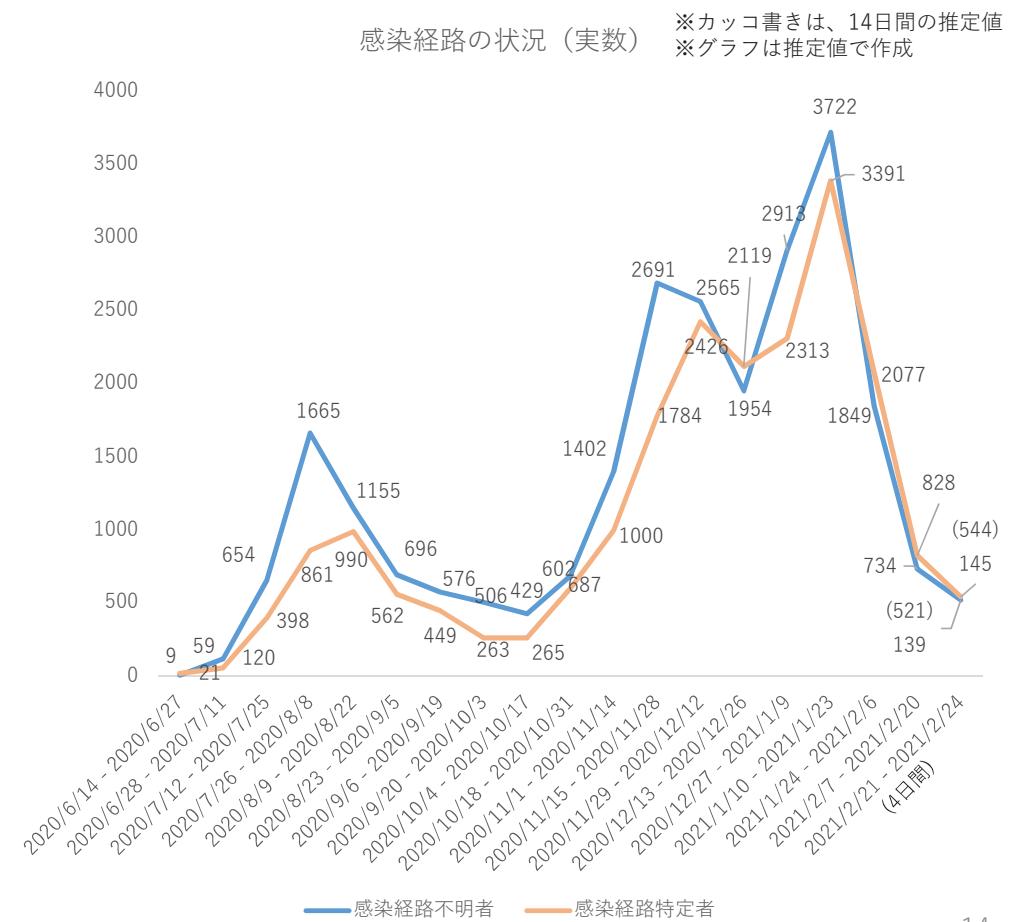
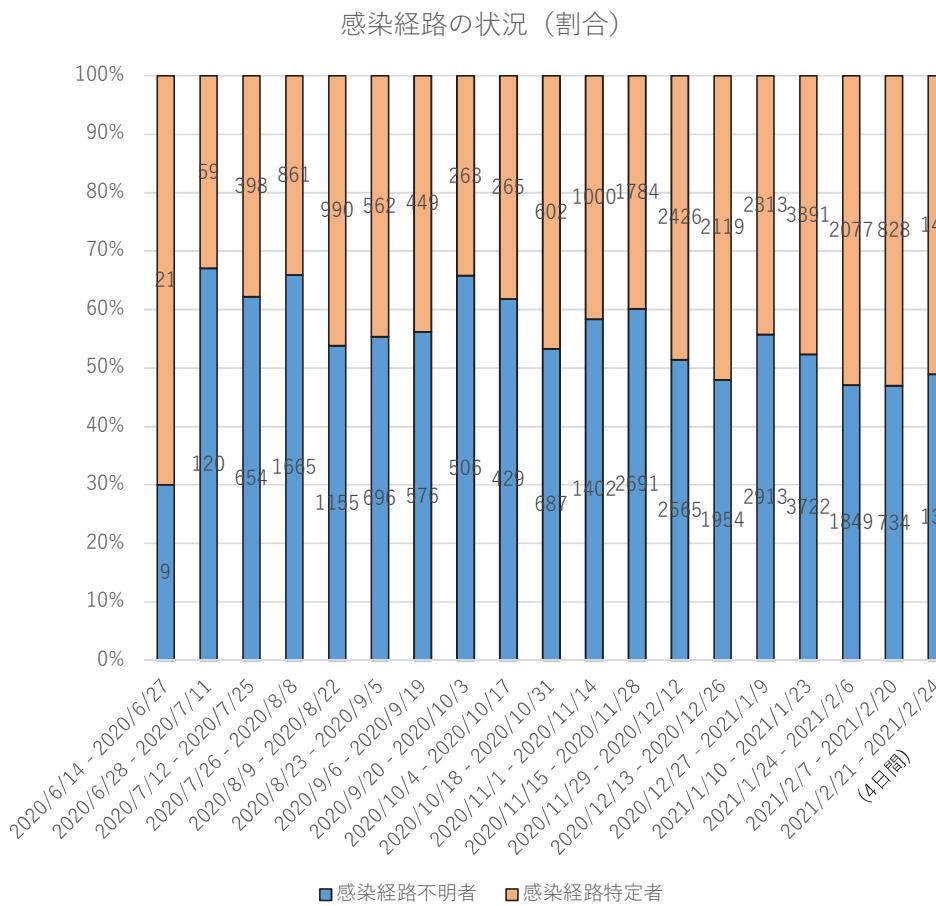
10代の市内を除き、全年代の市内・市外人口10万人あたり新規陽性者数は引き続き減少。



陽性者の感染経路の状況

1月下旬以降、感染経路不明の割合が5割弱（直近4日間はやや増加。）

（6月14日以降2月24日までに判明した45,055事例の状況）

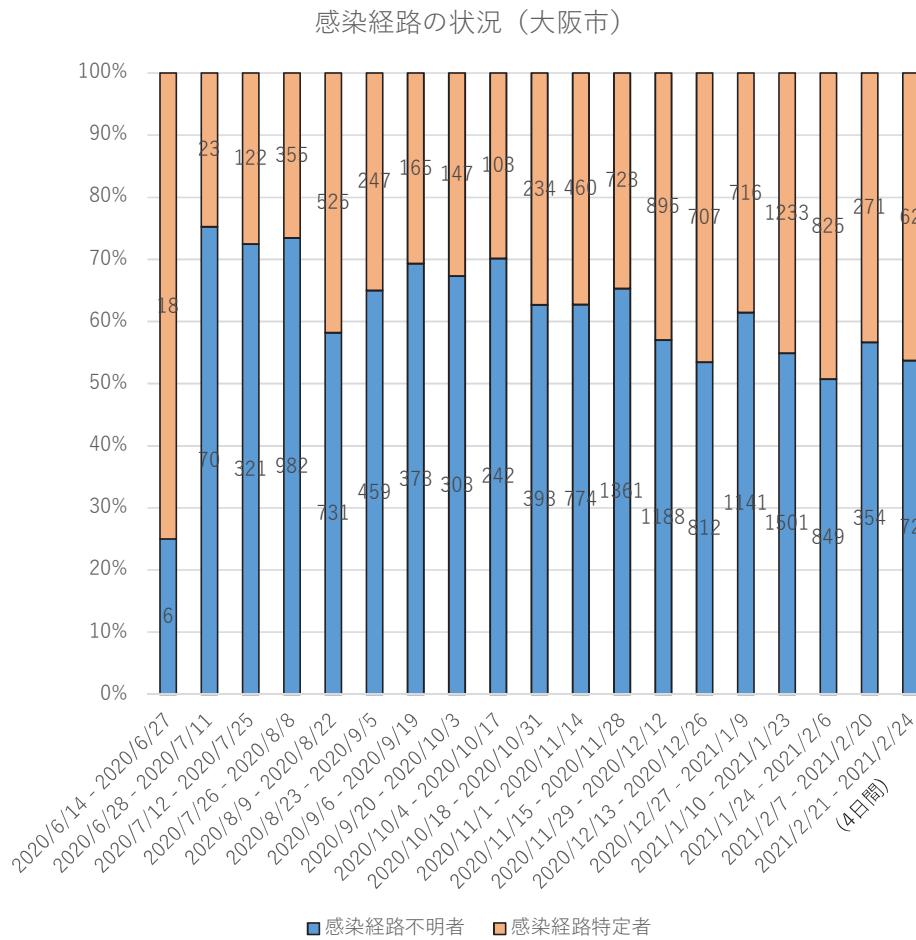


※カッコ書きは、14日間の推定値
※グラフは推定値で作成

陽性者の感染経路の状況(大阪市内外)

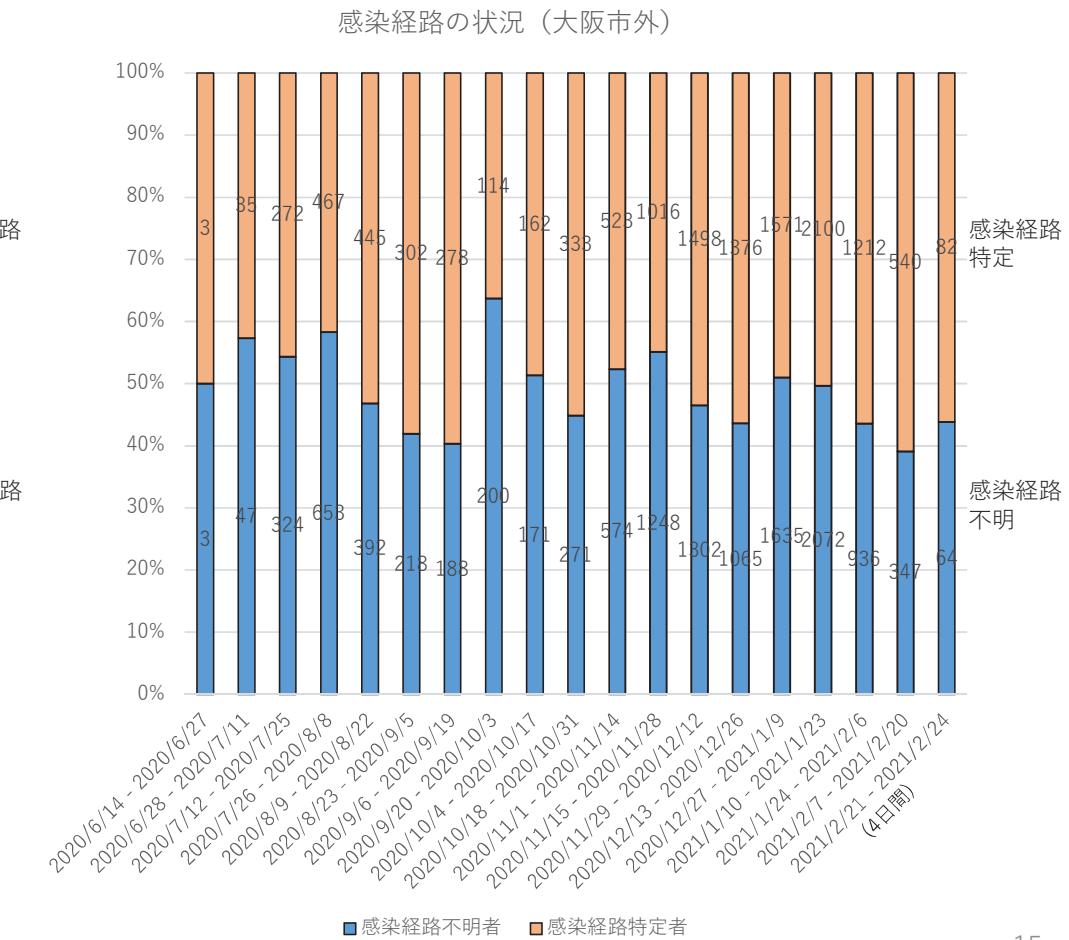
※市内外は居住地による
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

2月7日からの2週間で、市内の感染経路不明割合が5割を超過。



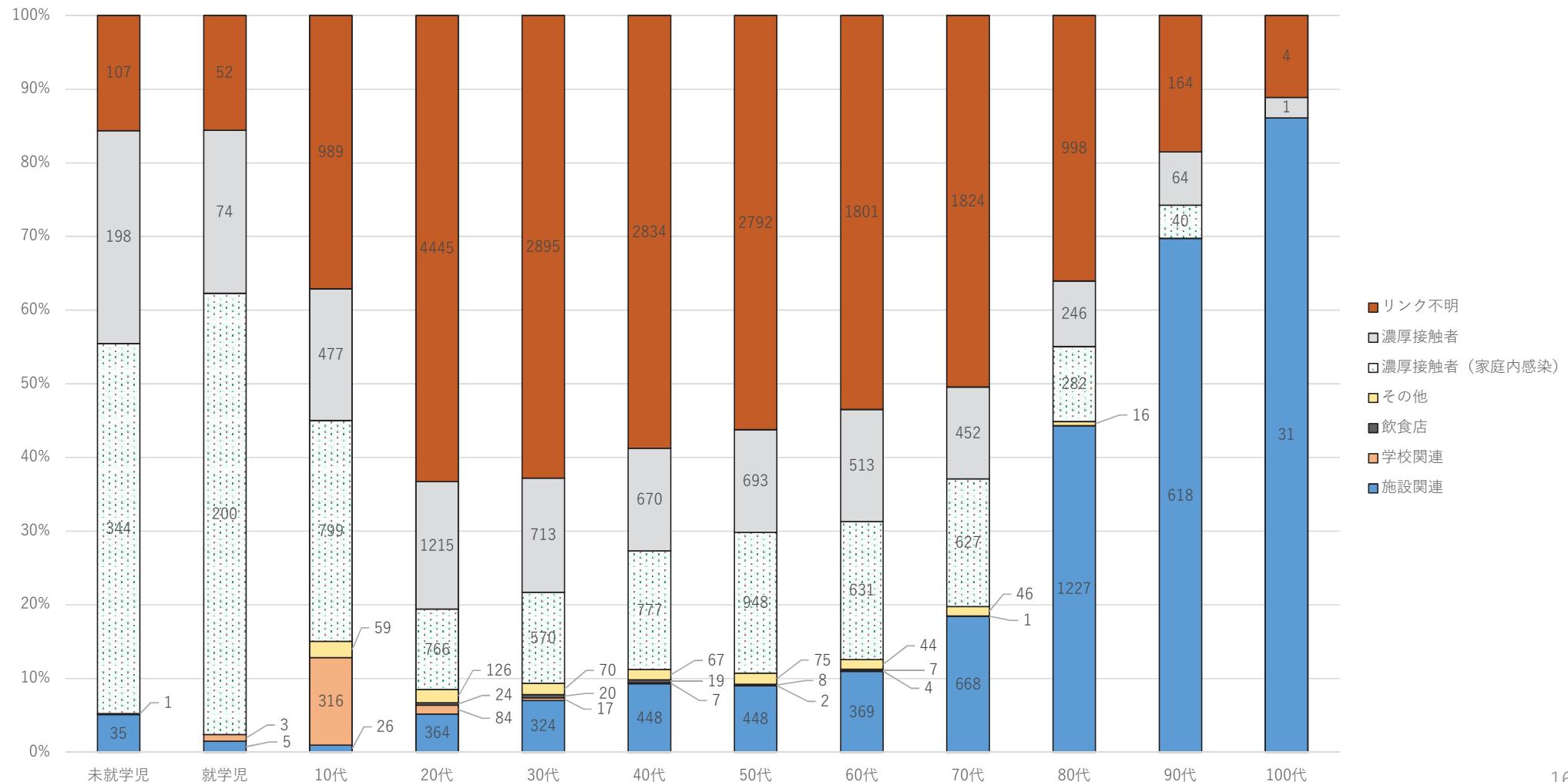
感染経路
特定

感染経路
不明



年代別感染経路（第三波）

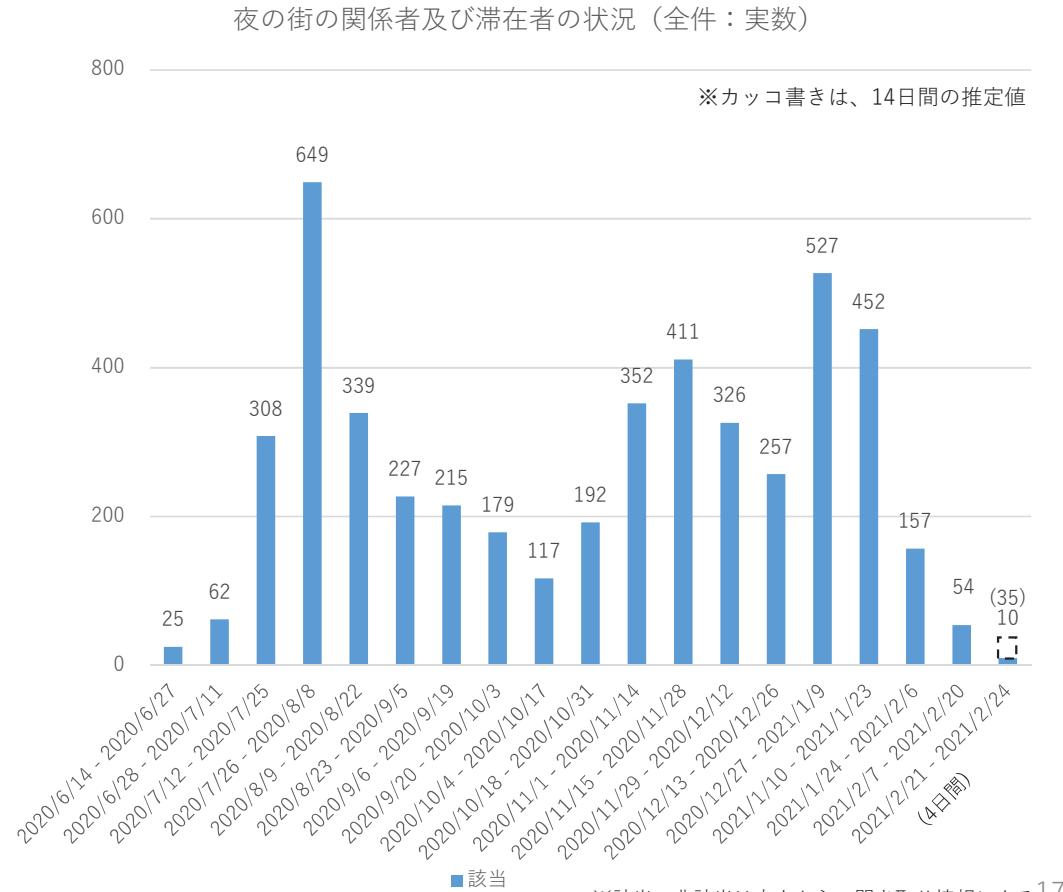
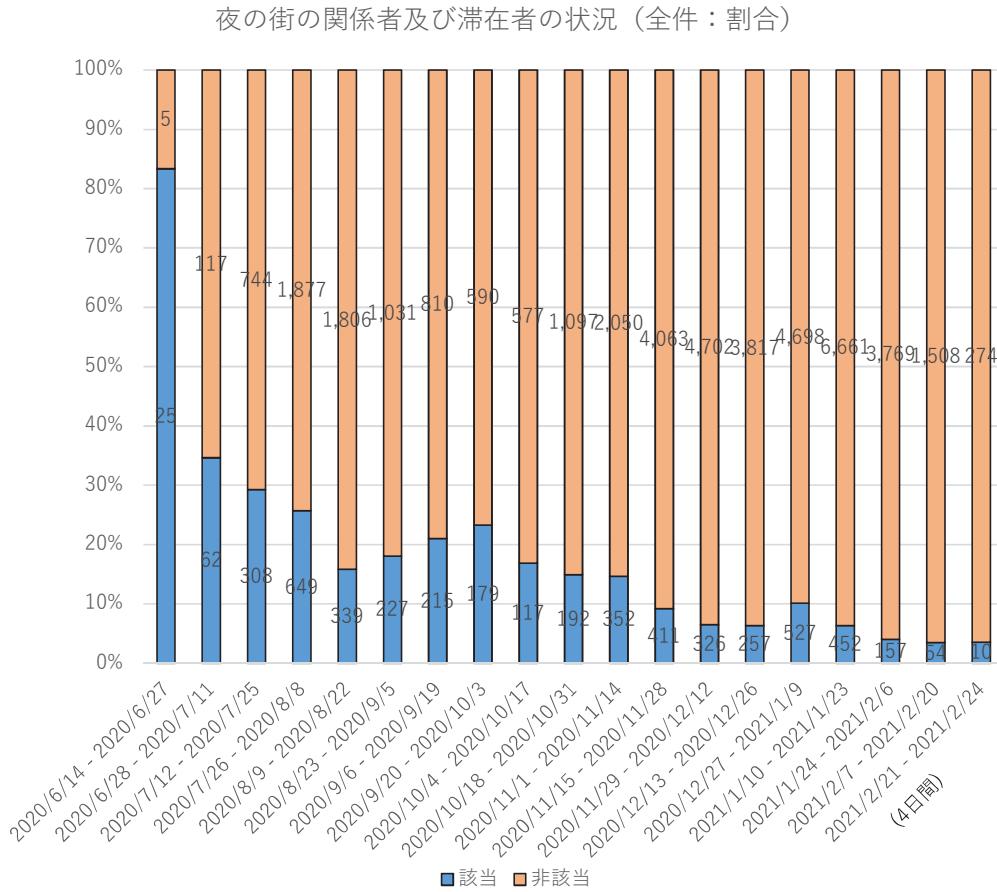
(10月10日以降2月24日までに判明した35,784事例の状況)



夜の街の関係者及び滞在者の状況（陽性者全体における該当者）

夜の街の関係者及び滞在者の割合・人数は、緊急事態宣言発出後、減少している。

（6月14日以降2月24日までに判明した45,055事例の状況）

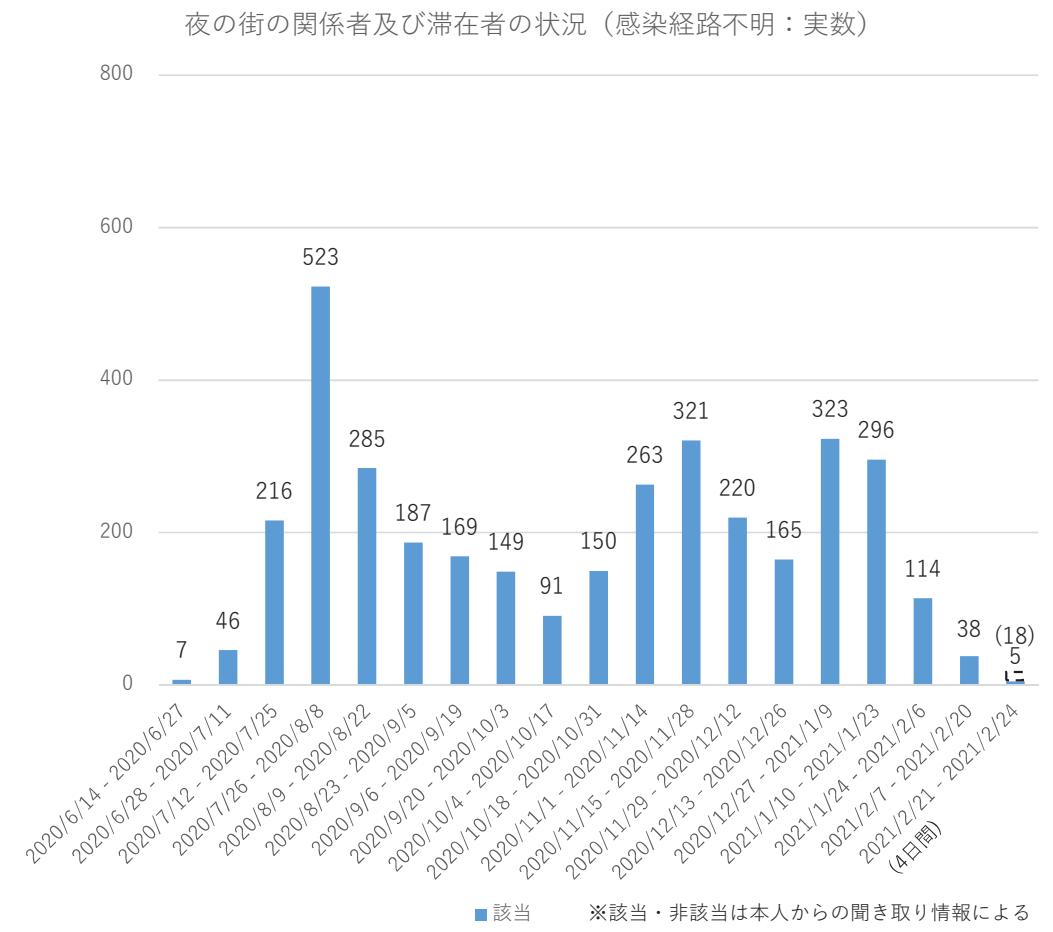
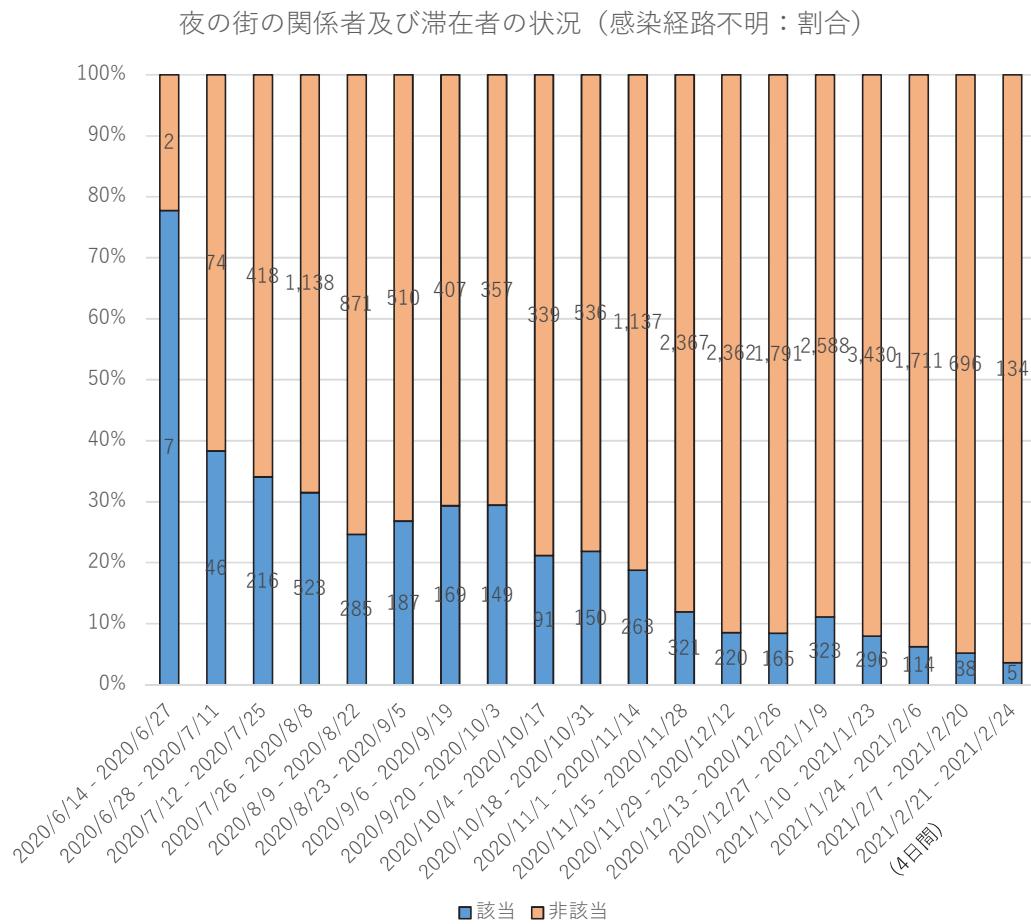


※該当・非該当は本人からの聞き取り情報による

17

夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明者における該当者）

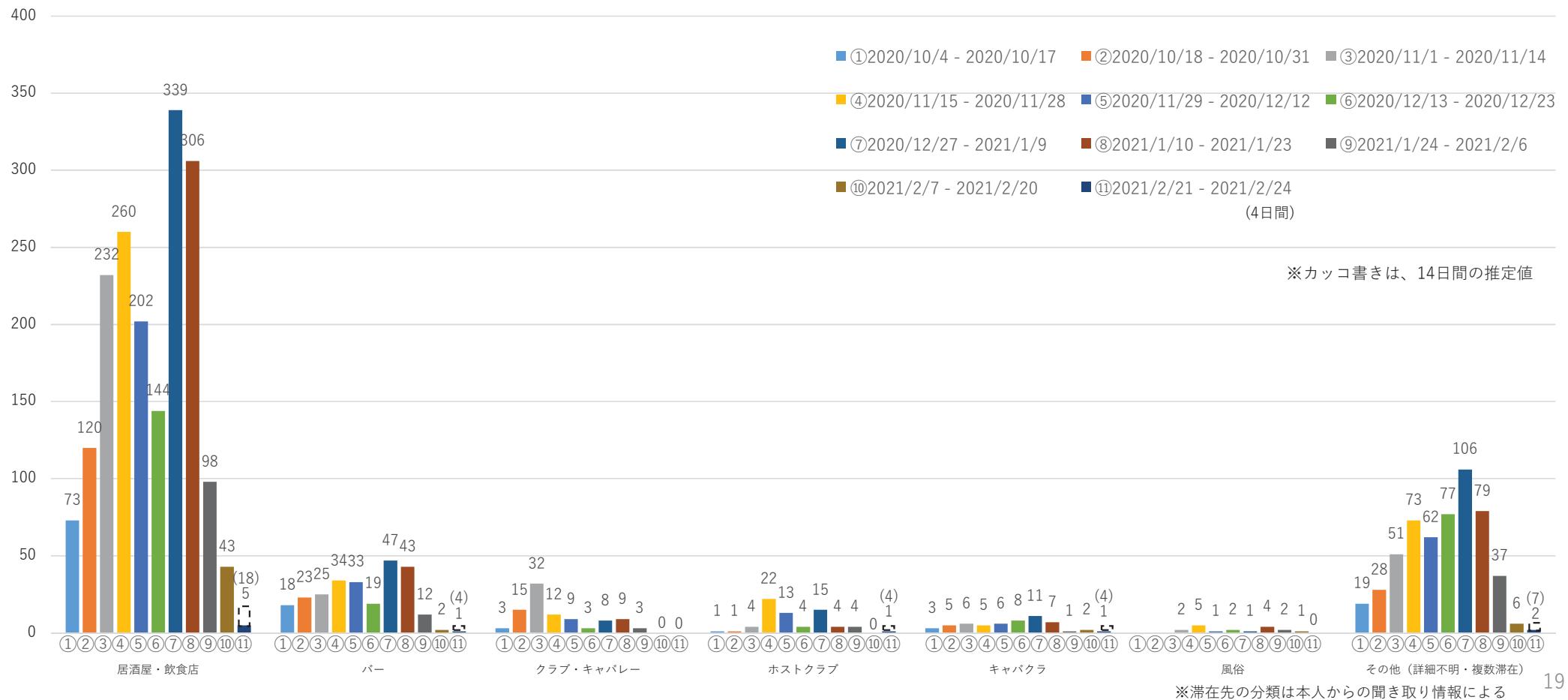
（6月14日以降2月24日までに判明した感染経路不明者24,436事例の状況）



夜の街の滞在分類別の状況

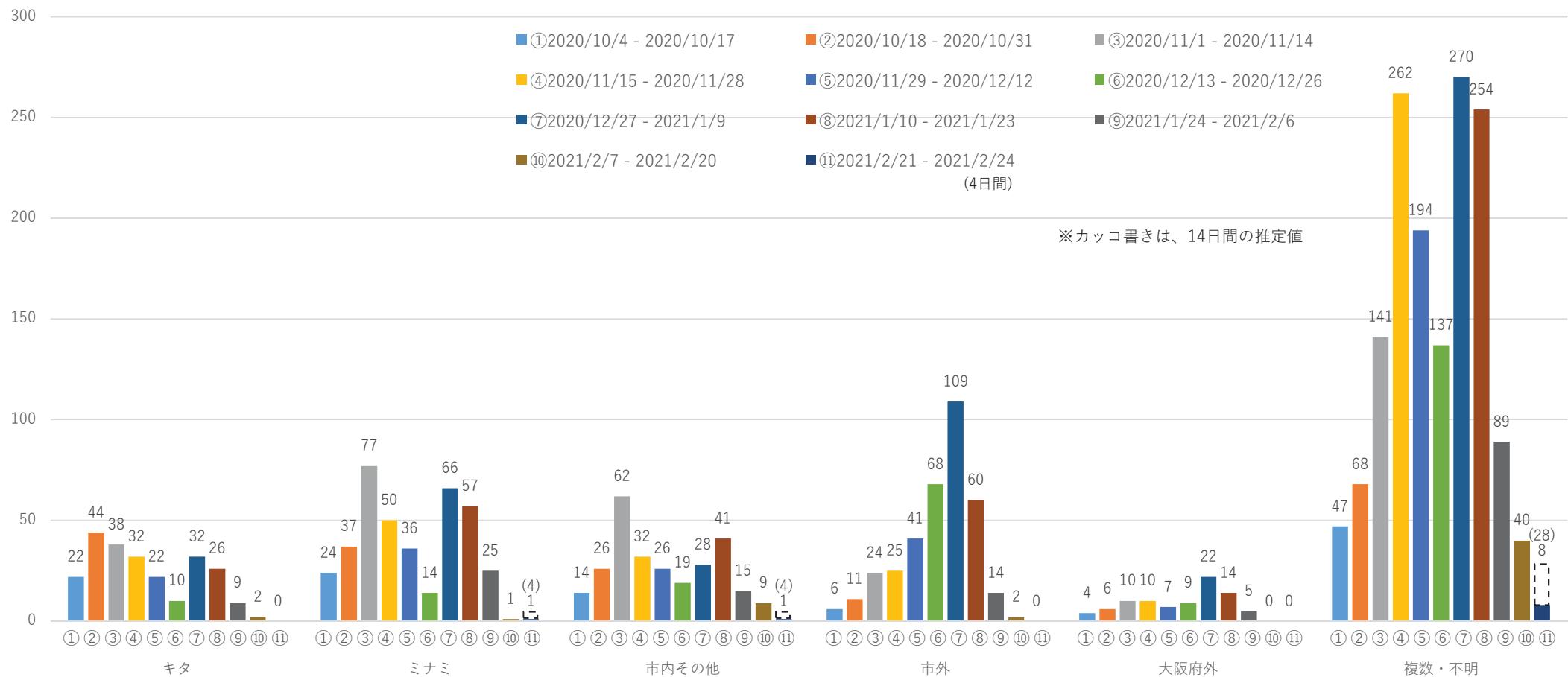
居酒屋・飲食店及びバーは、緊急事態宣言発出後、減少している。

(10月4日以降2月24日までに判明した2,855事例の状況)



夜の街の滞在エリア別の状況

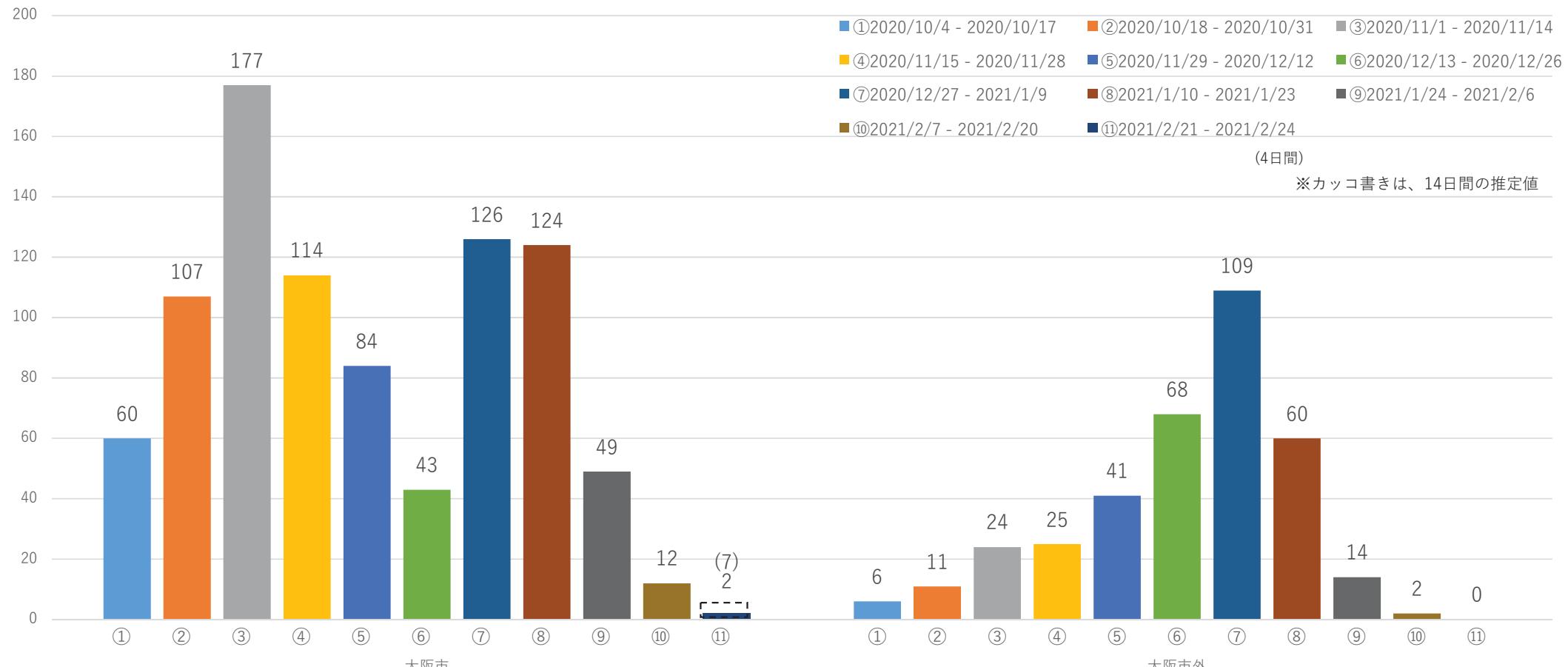
(10月4日以降2月24日までに判明した2,855事例の状況)



※滞在エリアの分類は本人からの聞き取り情報による 20

夜の街の滞在エリア別の状況

(10月4日以降2月24日までに判明した2,855事例の状況)



※滞在エリアの分類は本人からの聞き取り情報による 21

クラスターの発生状況

第一波のクラスターの発生状況
(1月29日以降6月13日まで)

	発表名称	件数	陽性者数	陽性者数／件数
1	ライブ参加者	4 施設	48	12.0
2	大学の関係者	1 大学	8	8.0
3	医療機関関連	6 機関	284	47.3
計			340	

第三波のクラスターの発生状況
(10月10日以降2月25日まで)

	発表名称	件数	陽性者数	陽性者数／件数
1	飲食店関連	8店	82	10.3
2	大学・学校関連	30校	439	14.6
3	医療機関関連	61機関	2,056	33.7
4	高齢者施設・障がい者施設関連	135施設	2,456	18.2
5	その他	59件	593	10.1
計			5,626	

第二波のクラスターの発生状況
(6月14日以降10月9日まで)

	発表名称	件数	陽性者数	陽性者数／件数
1	飲食店関連	5 店	45	9.0
2	大学・学校関連	3 校	48	16.0
3	医療機関関連	10機関	295	29.5
4	高齢者施設・障がい者施設関連	23施設	389	16.9
5	その他	4件	63	15.8
計			840	

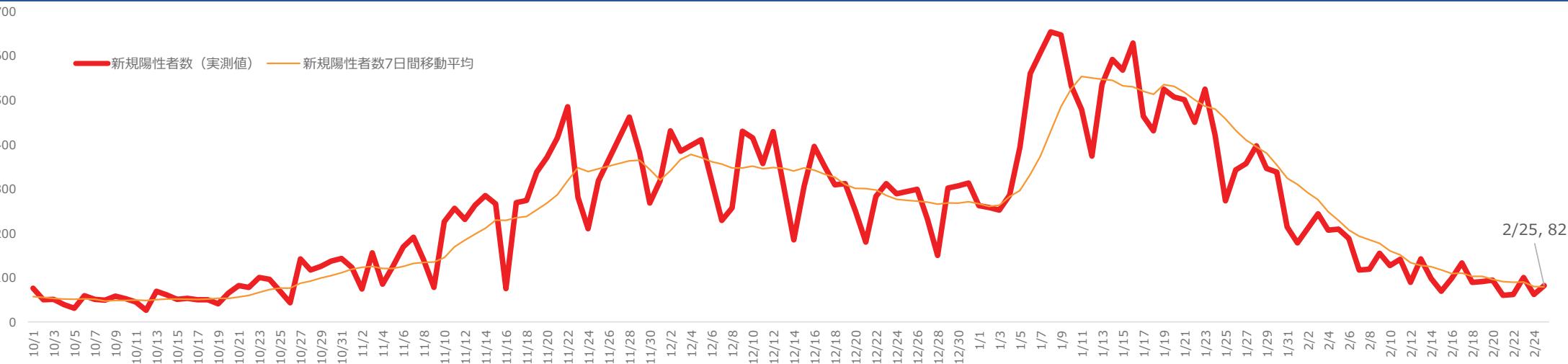
クラスターにおける陽性者数の割合

第一波 第二波 第三波

クラスターにおける陽性者数	340	840	5,626
全陽性者数	1,786	9,271	35,866
割合	19.0%	9.1%	15.7%

新規陽性者数と入院・療養者数(2月25日時点)

資料1－2



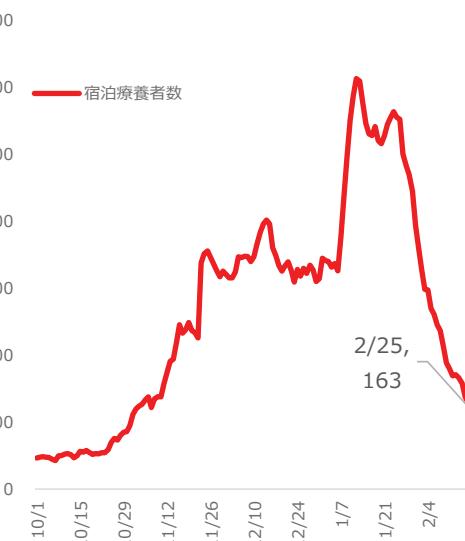
入院患者（重症）



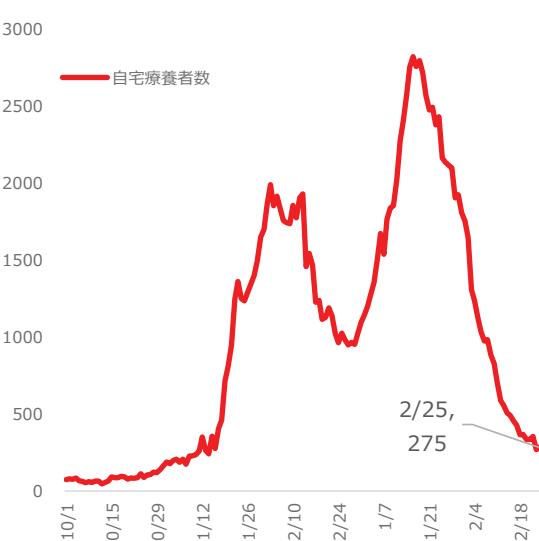
入院患者（軽症中等症）



宿泊療養者



自宅療養者



入院・療養状況(2月25日時点)

		重症病床	軽症中等症病床	宿泊療養施設
確保計画	フェーズ1	60床	500床	400室
	フェーズ2	80床	800床	800室
	フェーズ3	150床	1,000床	1,036室
	フェーズ4	215床	1,400床	—
確保数等 ※重症病床、軽症中等症病床について、 11月19日からフェーズ4へ移行		確保数 221床	確保数 1,751床	2,416室
入院・療養者数 (別途、自宅療養 975人)		95人	515人	163人
(使用率：入院・療養者数 ／確保病床・室数)		43.0% (95/221)	29.3% (515/1,755)	6.7% (163/2,416)
(運用率：入院・療養者数 ／実運用病床・室数)		45.0% (95/211) うち、大阪コロナ重症センター (16/30)	31.3% (515/1,645)	13.3% (163/1,229)

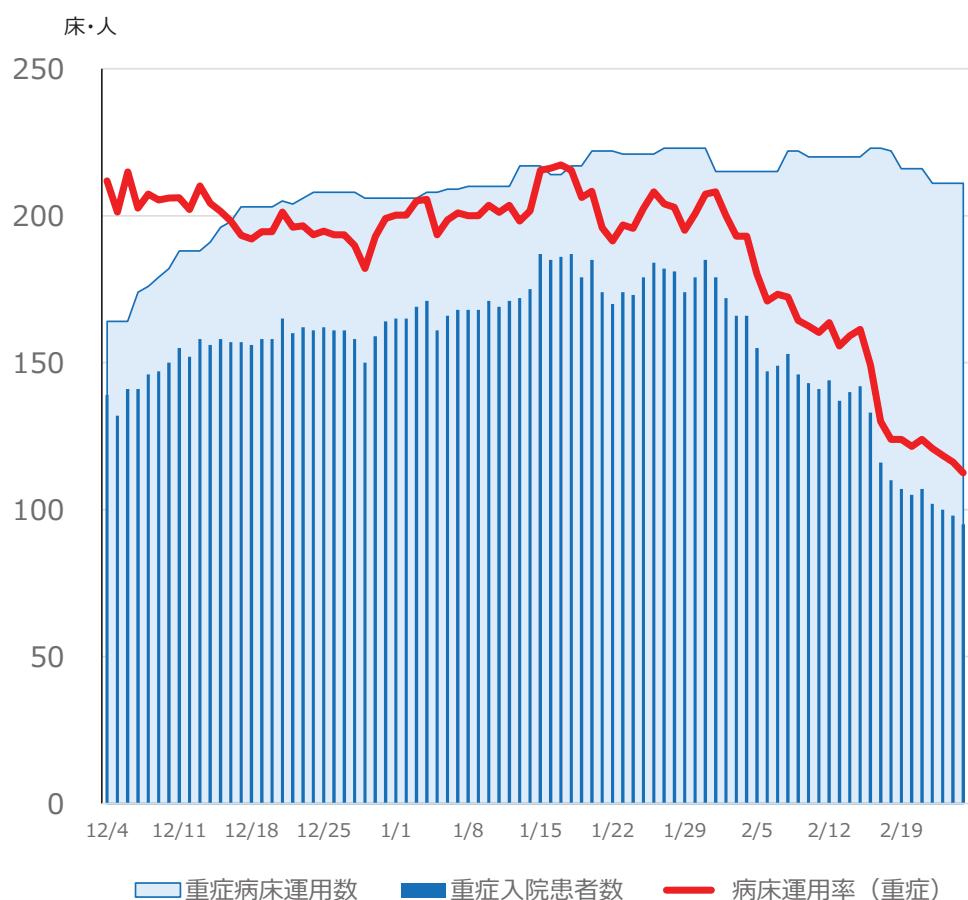
新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保・運用状況

● 重症病床運用状況(令和2年12月4日以降)

2月25日現在 病床運用率45.0%

運用病床数 **211床** (12/4時点: 164床)

入院患者数 **95人**



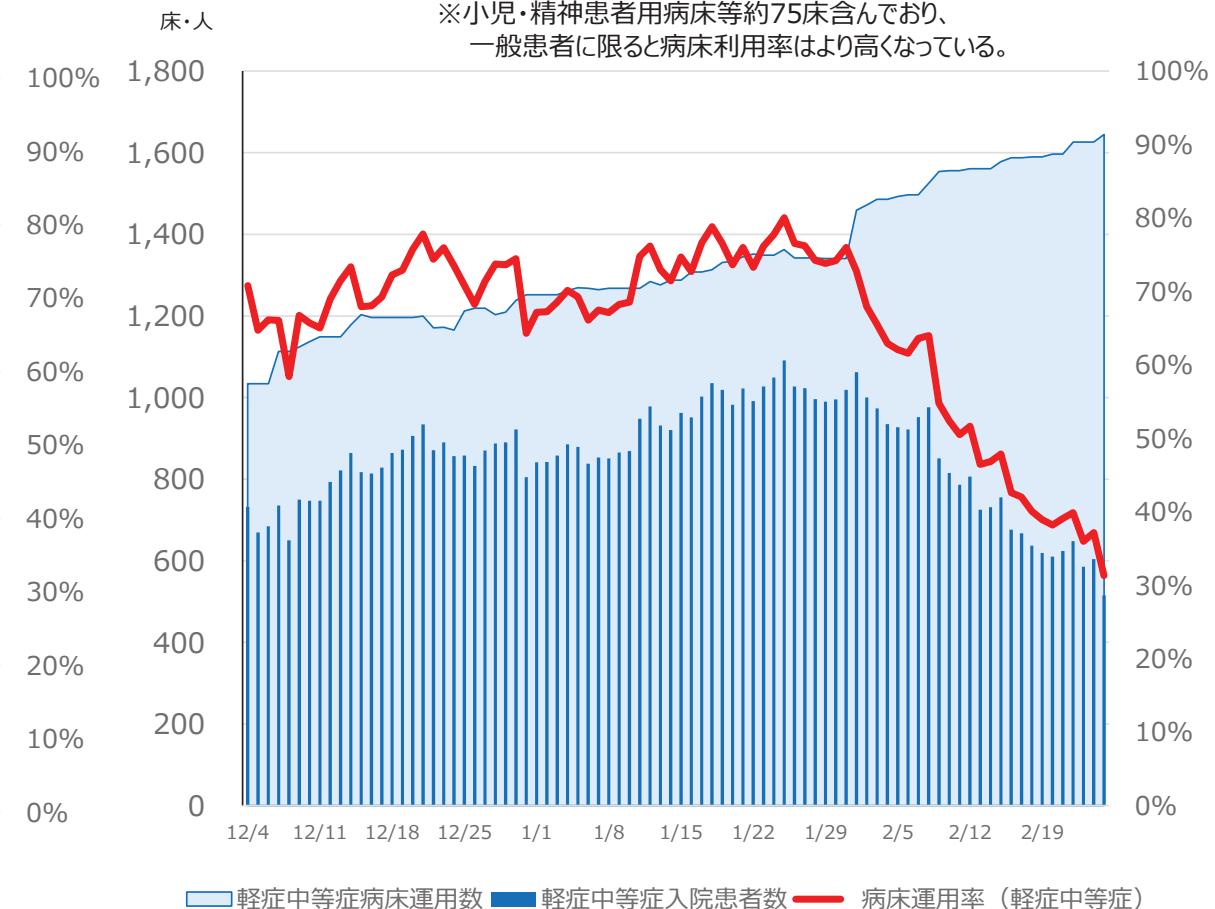
● 軽症中等症病床運用状況(令和2年12月4日以降)

2月25日現在 病床運用率31.3%

運用病床数 **1,645床**※ (12/4時点: 1,034床)

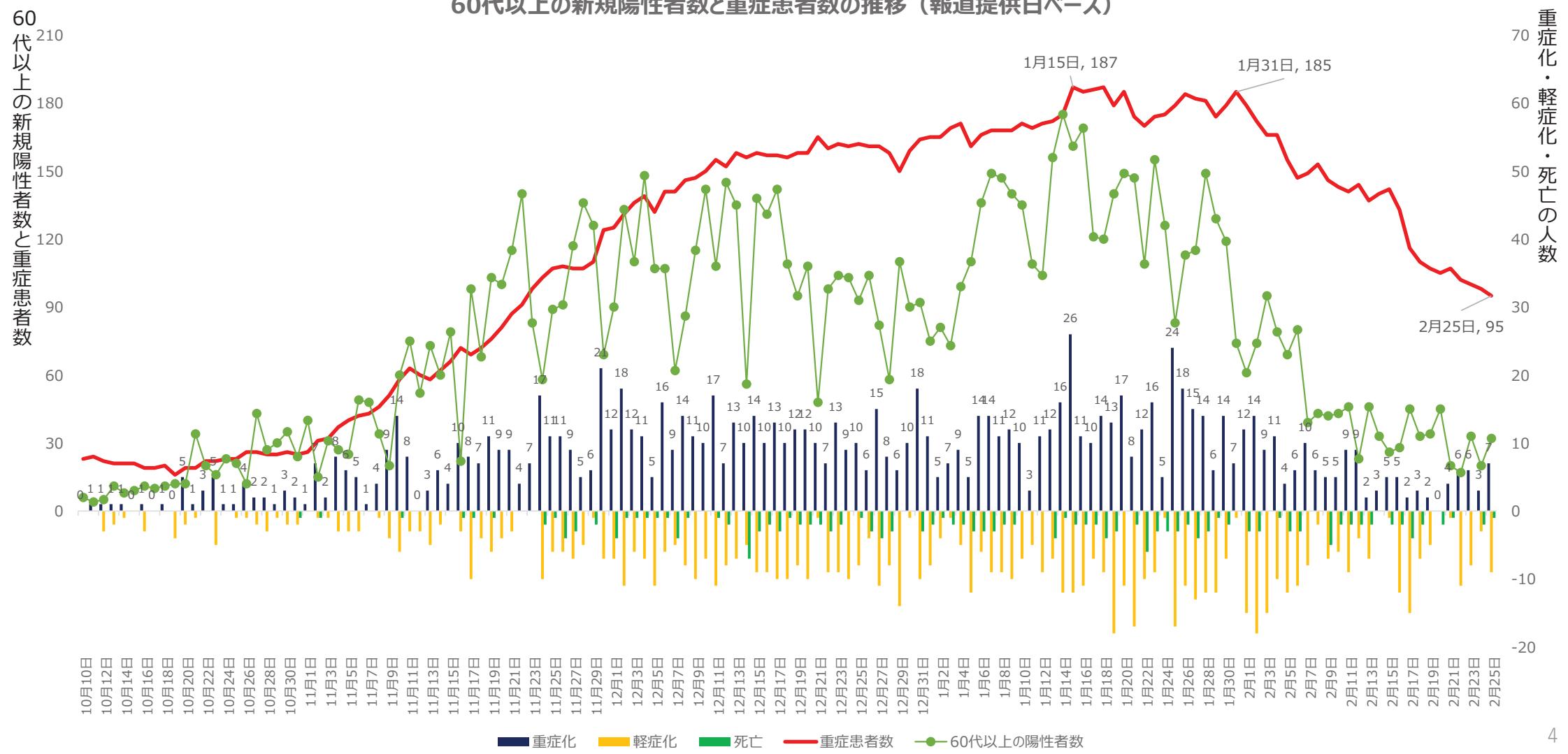
入院患者数 **515人**

※小児・精神患者用病床等約75床含んでおり、
一般患者に限ると病床利用率はより高くなっている。



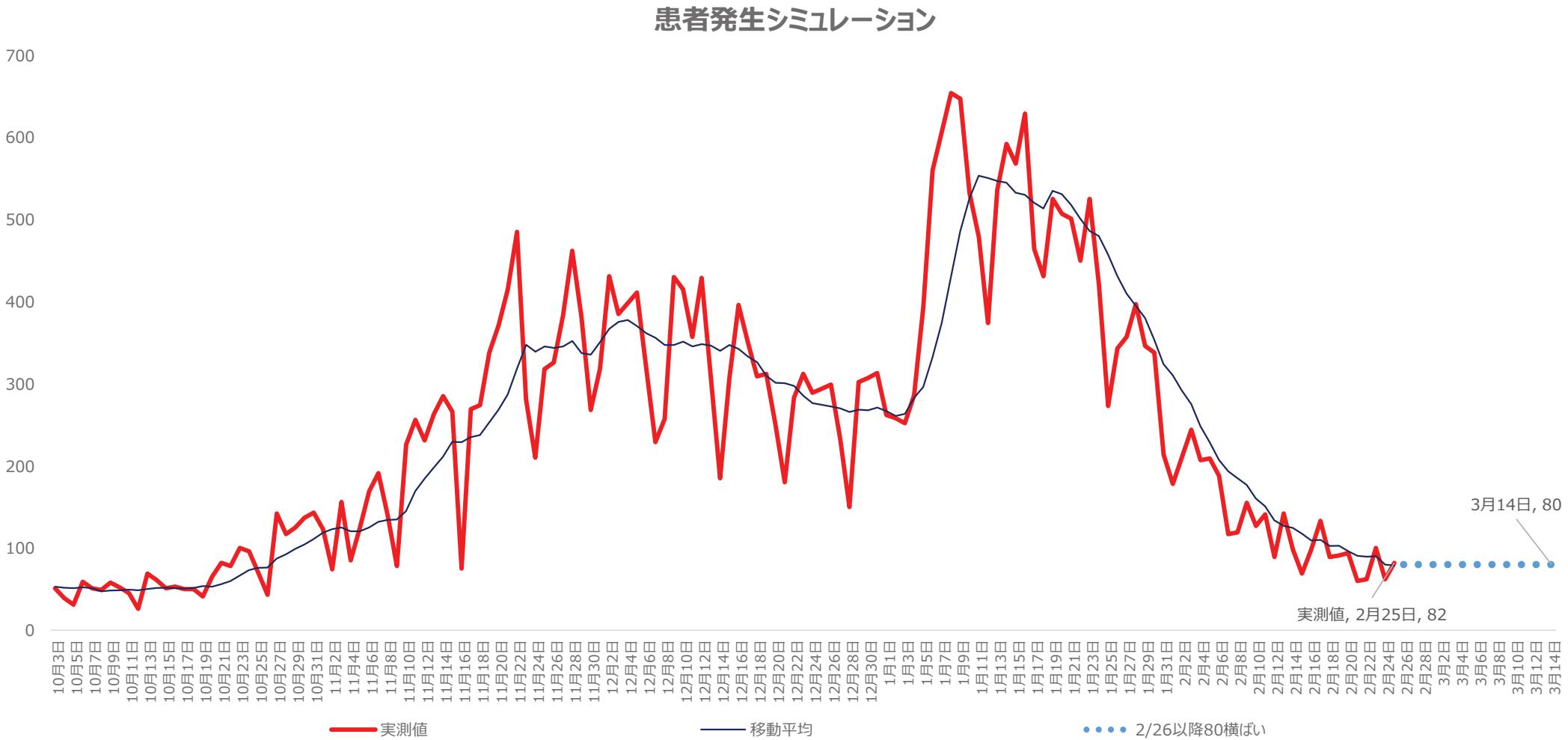
新規陽性者数と重症者数の推移

60代以上の新規陽性者数と重症患者数の推移（報道提供日ベース）



新規陽性者数の推移と患者発生シミュレーション

■令和3年2月26日から3月14日（2月28日緊急事態宣言解除後2週間）までは、80名/日（参考：2月25日時点の直近7日間移動平均値が79）の横ばいで推移すると仮定し、療養者数のシミュレーションを実施。



療養者数のシミュレーション

令和3年2月26日から3月14日（2月28日緊急事態宣言解除後2週間）までは、80名/日（参考：2月25日時点の直近7日間移動平均値が79）の横ばいで推移すると仮定し、療養者数のシミュレーションを実施。

【陽性者数の設定考え方】

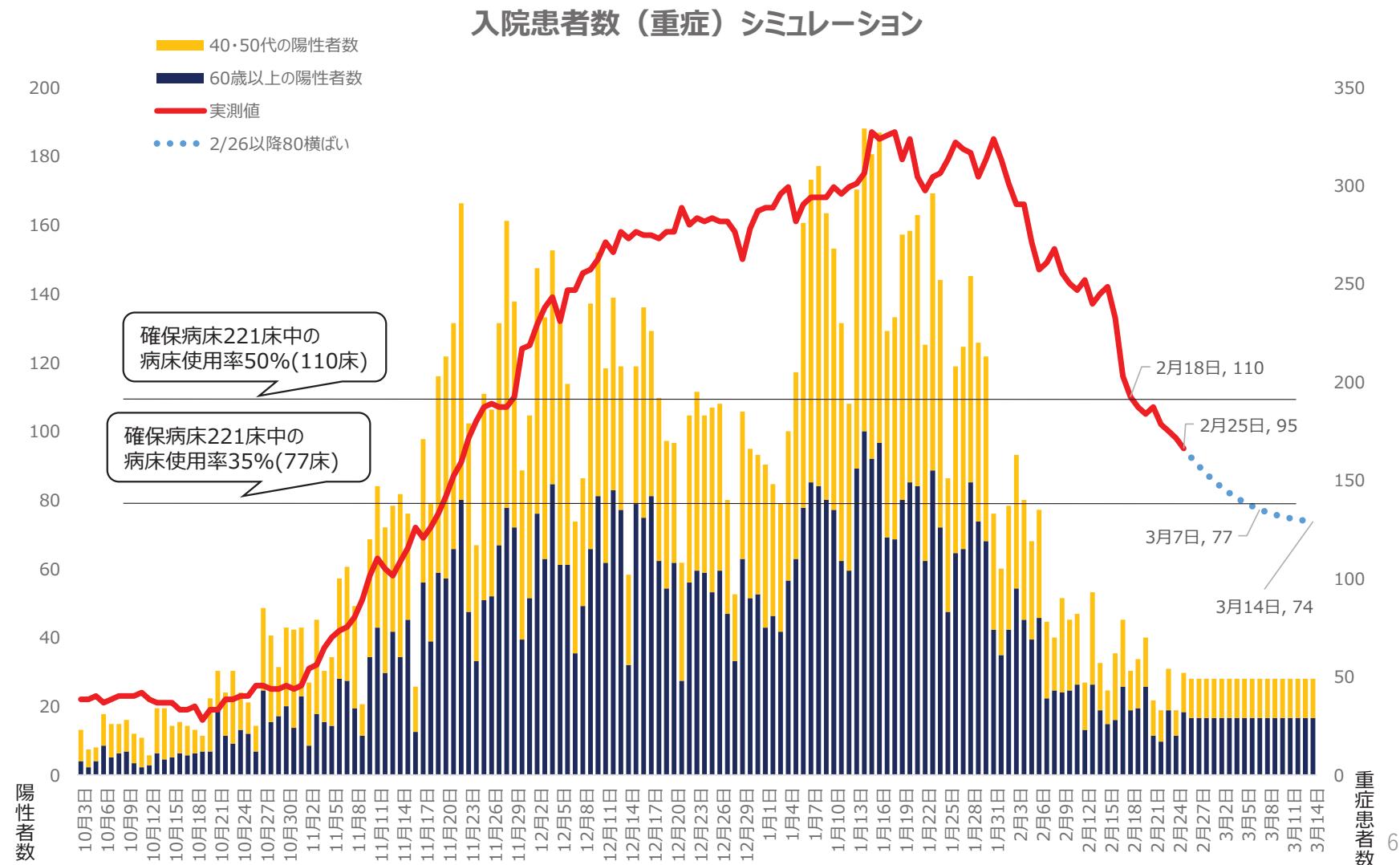
- 60代以上の新規陽性者を29名/日(※1)と設定。
 - 40代・50代の新規陽性者数を20名/日(※1)と設定。
- ※1：2月25日時点の7日間移動平均値

【重症率の設定考え方】

- 60代以上の新規陽性者の重症率は8.6%(※2)と設定。
 - 40代・50代の新規陽性者の重症率は1.8%(※2)と設定。
- ※2：第三波(10/10～2/10)における重症率

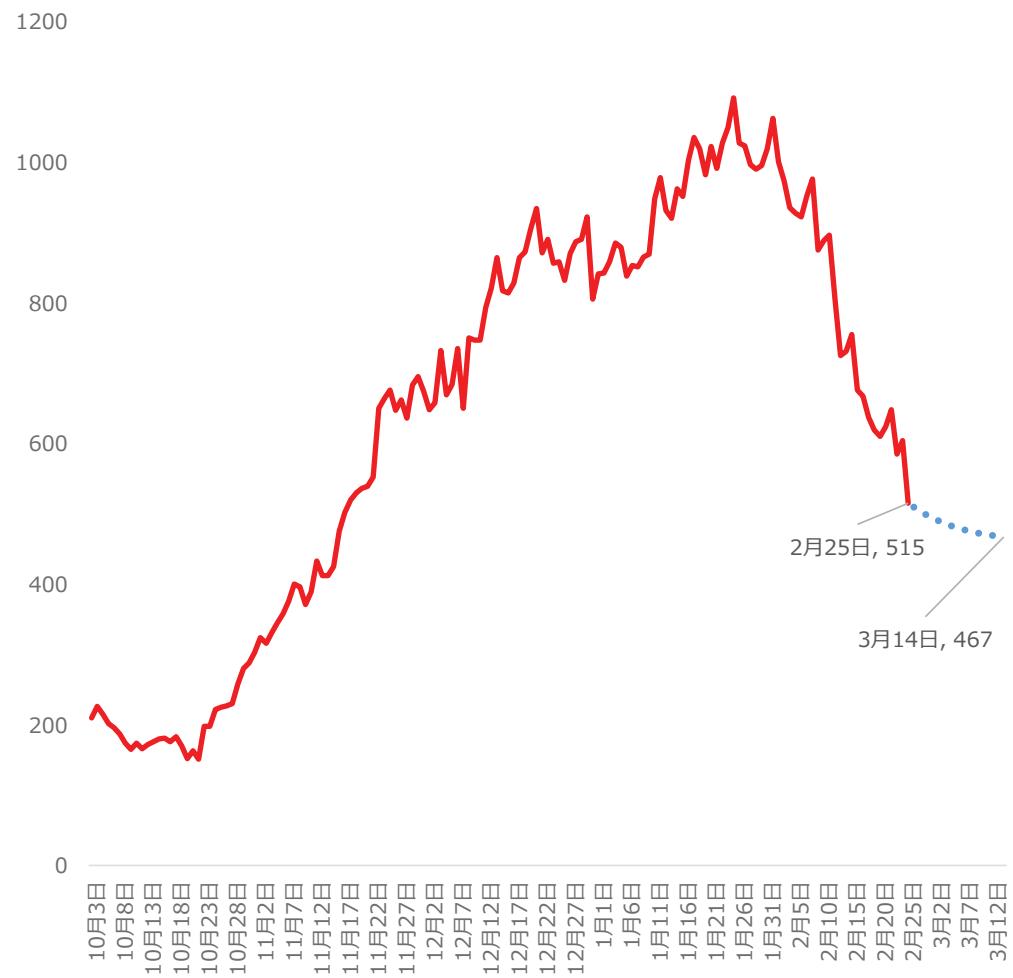
【療養方法と期間の設定考え方】

- 重症患者以外の陽性者のうち、23.4%は入院療養、40.1%は宿泊療養、36.5%は自宅療養となる。（第三波(12/21時点)実測値）
- 重症以外の入院療養者は約12日後に退院する。宿泊及び自宅療養者は約7日後に解除となる。（第三波 (12/21時点) 実測値）

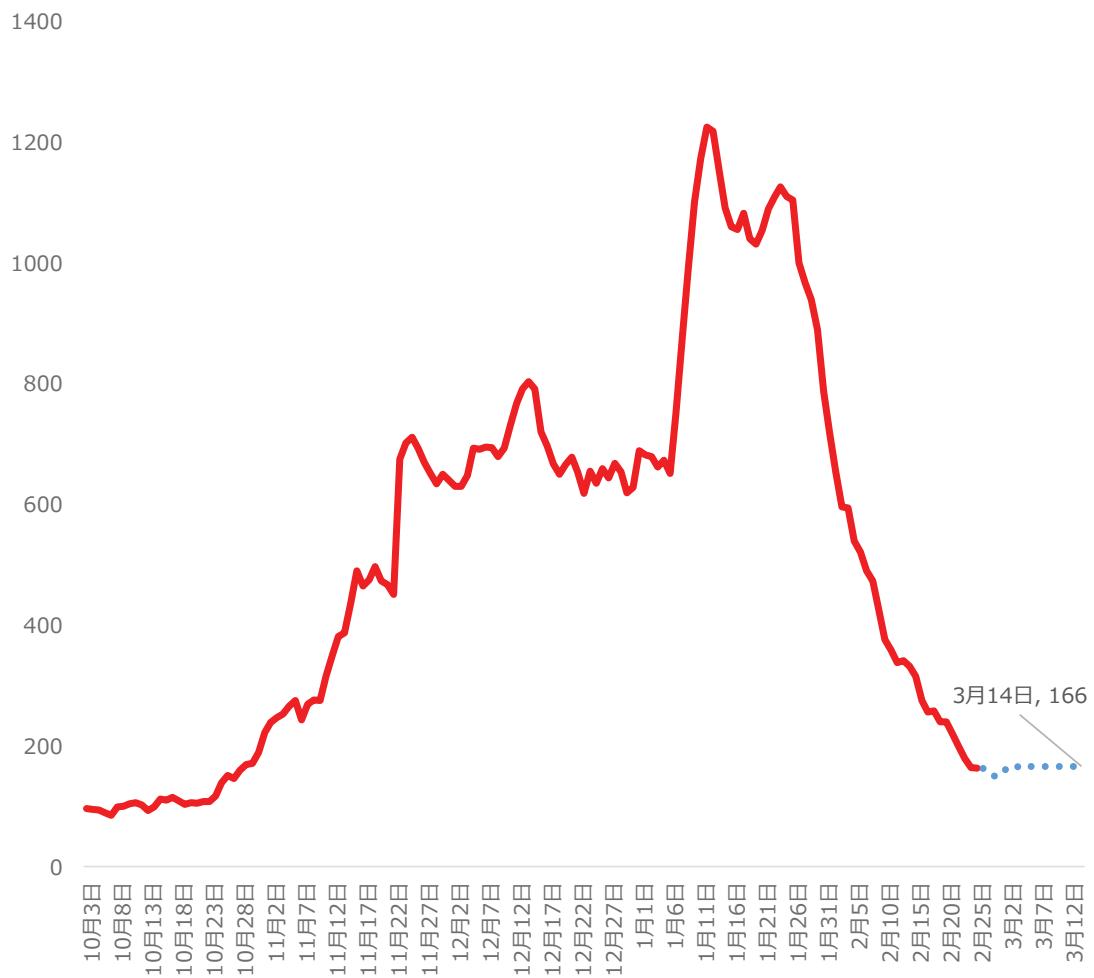


療養者数のシミュレーション

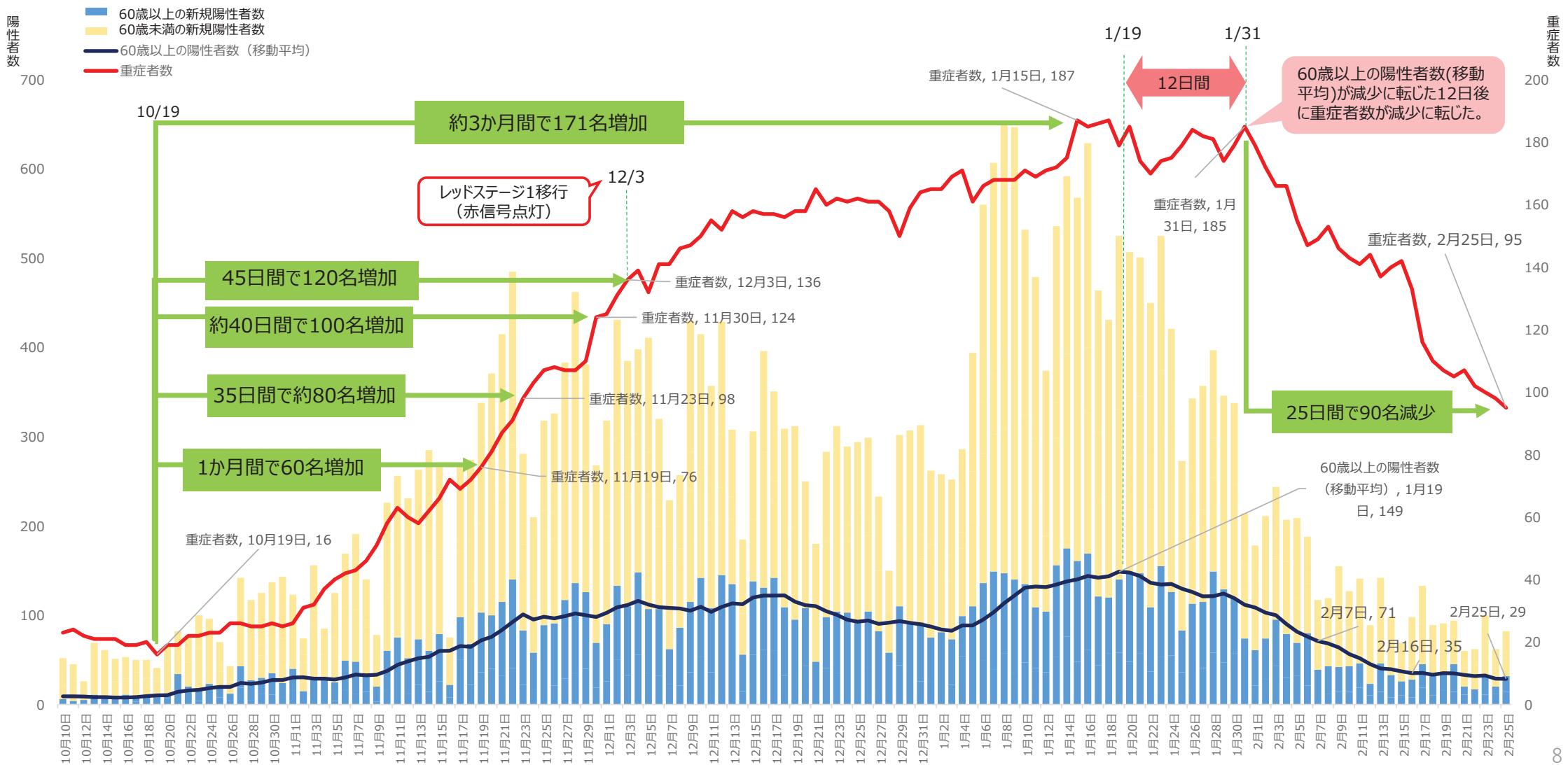
入院患者数（軽症中等症）シミュレーション



宿泊療養者数シミュレーション



第三波の重症者数と60歳以上の陽性者数の推移



第三波の重症者数と60歳以上の陽性者の推移を踏まえた考察結果

今後の新規陽性者数が増加に転じた場合(※1)の重症者数の見込みについて

新規陽性者が増加に転じた際の重症者数	非常事態（赤信号点灯）基準（確保病床221床中の使用率70%）到達までの日数
40名	45日間で160名（病床使用率72%）
60名	約40日間で160名（病床使用率72%）
80名	35日間で約160名（病床使用率72%）
90名	1か月間で150名（病床使用率68%）

※1：新規陽性者数が第三波(10/10)以降と同じ前週増加比で増減すると仮定。

【現在の感染状況及び療養状況からのまとめ】

- 1 新規陽性者数は前週増加比が0.61倍から0.77倍と減少スピードが鈍化。
また、2月中旬以降、60歳以上の陽性者数は30名前後を推移しており、現時点で重症者数は95名。
- 2 新規陽性者が増加に転じる前に重症者数をどこまで減少させておくかによって、今後の感染拡大において医療提供体制ひっ迫（非常事態（赤信号点灯）基準到達）までの期間の長短が決まる。
- 3 重症者数を40名程度まで減少させるためには、1日あたりの60代以上新規陽性者数25名程度が少なくとも約3週間以上（重症者数の平均入院期間※2）続く状況にまで、新規陽性者数を減少させることが必要。
(参考：2月25日時点の60歳以上の陽性者数の7日間移動平均 29名)

※2：第三波(10/10～2/10)における重症者が退院するまでの日数：約21日間

I. 外出自粛等の呼びかけ(2/24現在)

○市町村の取組み(1/14~)

- 全市町村において、不要不急の外出自粛の呼びかけや飲食店等の見回り活動を実施
- 全市町村において、消防車・青パト・ゴミ収集車、防災行政無線、SNS、地域FM等による外出自粛の呼びかけ

○府・市町村合同の取組み

- 営業時間短縮要請及び不要不急の外出自粛の呼びかけ
 - ・東大阪市・高槻市(1/15):JR高槻駅・阪急高槻市駅・近鉄布施駅前での外出自粛呼びかけ、時短要請(訪問店舗数316店舗)
 - ・枚方市(1/29):京阪枚方市駅・樟葉駅前での外出自粛呼びかけ

2. 営業時間短縮要請への協力状況(2/24現在)

○市町村の取組み(1/14~)

- 繁華街などの飲食店等の夜間見回り
 - ・全市町村 :約97%(21,510/22,071店舗)の店舗が協力



○大阪府の取組み

- 飲食店等に対する営業前の聞き取り及び夜間の見回り
 - ・緊急事態宣言後(1/14~)

ステッカー登録数92,968件(2/22)
〔うち飲食関係64,375件〕

【大阪市北区】天神橋筋

【高槻市】高槻市駅周辺

実施期間	エリア
1/14~	大阪府内全域

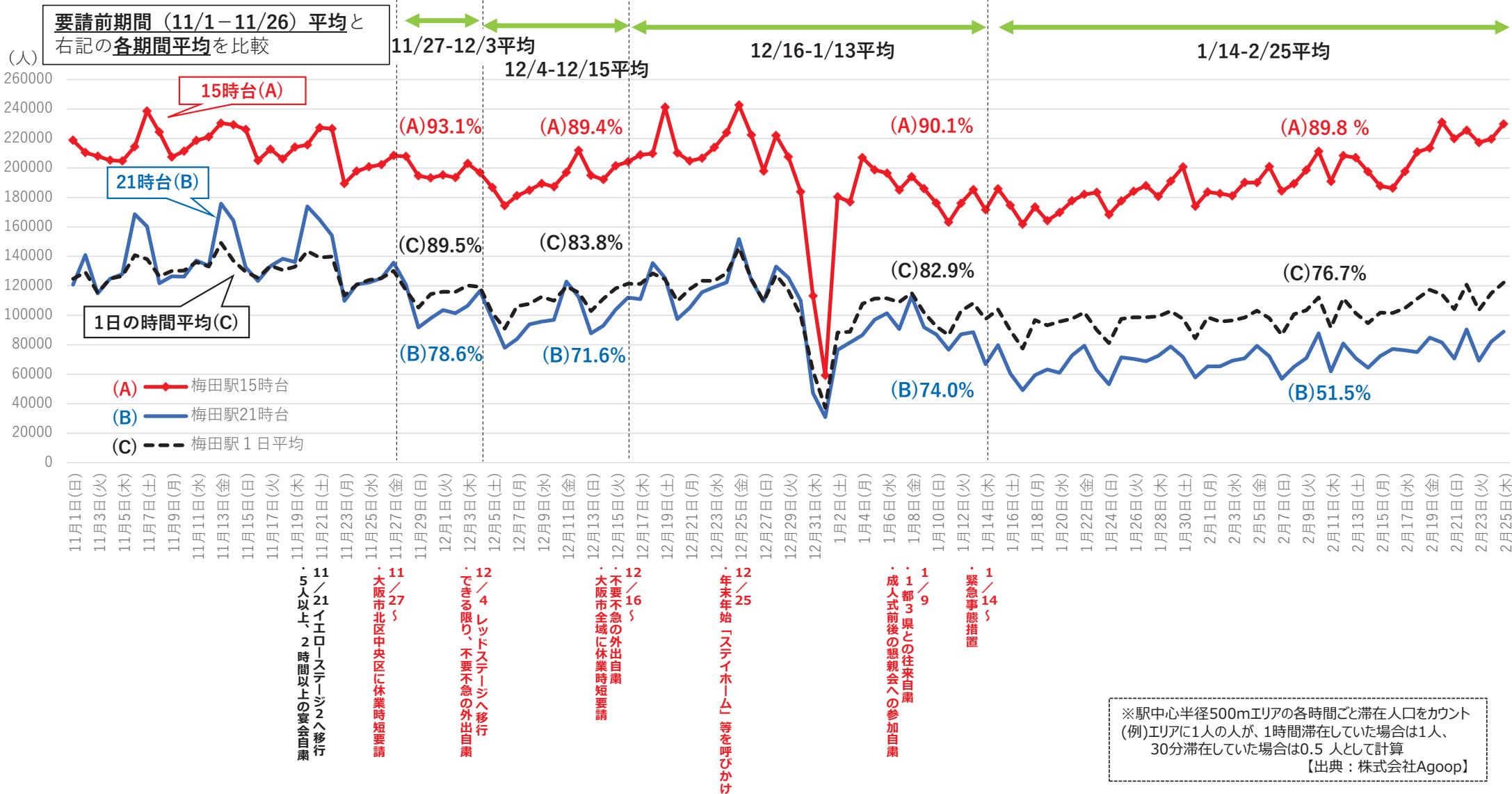
時短協力状況			
	エリア	営業前聞き取り	夜間見回り
ステッカー登録店舗以外も含め 店舗を確認(26,954店舗)	大阪府内 全域	—	96%が協力 (25,993 / 26,954店舗)
ステッcker登録店舗を確認 (187店舗)		100%が協力 (187 / 187舗)	—

- ・緊急事態宣言前(1/27~1/13)

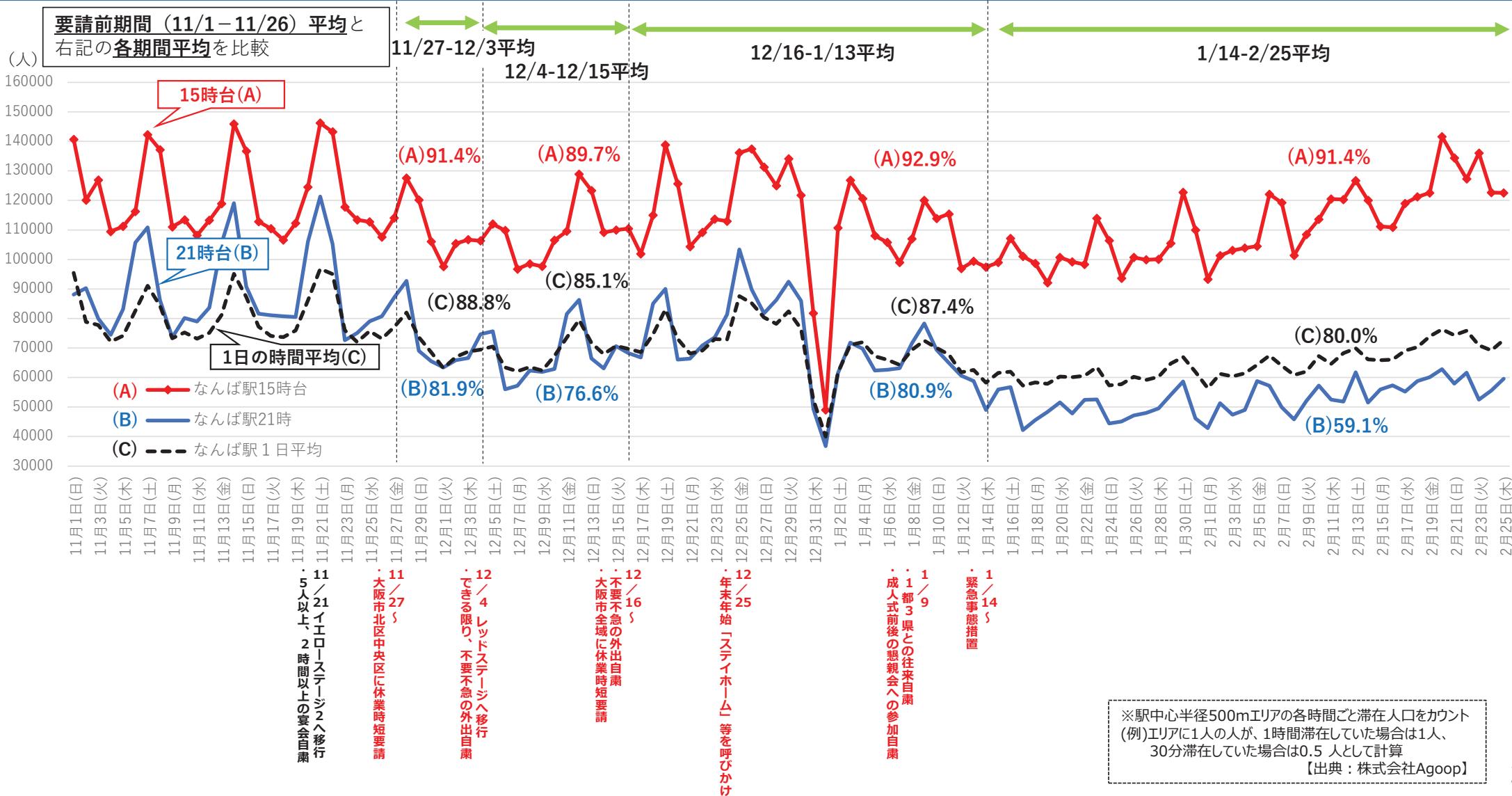
実施期間	エリア
1/27~12/15	大阪市北区・中央区
12/16~ 1/13	大阪市内全域

時短協力状況			
	エリア	営業前聞き取り	夜間見回り
ステッcker登録店舗を確認 (3,124店舗)	大阪市内 全域	97%が協力 (717 / 738店舗)	89%が協力 (2,120 / 2,386店舗)
ステッcker登録店舗以外も 含め街の外観を確認		—	約1,500店舗のうち 概ね8~9割が協力

【時間帯別】滞在人口の推移（梅田駅15時台・21時台）



【時間帯別】滞在人口の推移（なんば駅15時台・21時台）



【現在の状況】

- 3月1日以降については、大阪府は、特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」から除外
- 大阪モデルの非常事態解除の基準（重症病床使用率7日間連続60%未満）を達成
- 新規陽性者数は減少傾向であり、重症病床使用率は45%前後、軽症中等症病床使用率は35%前後で推移

<重症病床使用率>

2月20日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日	2月25日	2月26日
47.5%	48.4%	46.2%	45.2%	44.3%	43.0%	41.6%

<軽症中等症病床使用率>

2月20日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日	2月25日	2月26日
35.0%	35.8%	37.0%	33.4%	34.5%	29.3%	28.2%



3月1日から大阪府の「医療非常事態宣言」を解除

イエローステージ2に移行

(大阪モデルの赤色信号は消灯し、黄色信号に移行)

イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 イエローステージ2の期間（3月1日～3月21日）
- ③ 実施内容 （特措法第24条第9項に基づく）

●府民への呼びかけ

- 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

- 欽送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控えること

- 不要不急の外出・移動は自粛すること

●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、
国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、
又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、
そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや
収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）

期間	収容率		人数上限
3月1日 から 3月21日	<p><u>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</u></p> <ul style="list-style-type: none">・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等・飲食を伴うが発声がないもの（※2） <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p><u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u></p> <p>ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等</p> <p>50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	5,000人以下 又は 収容定員50%以内 (≤10,000人) のいずれか大きいほう

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うこととする。

●施設について

	大阪府全域	大阪市全域
期間	3月1日～3月21日	
実施内容	<p>対象施設 【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>	
	要請内容（協力依頼）	要請内容（特措法第24条第9項に基づく要請）
	<ul style="list-style-type: none">○業種別ガイドラインの遵守を徹底○適切な換気のためCO₂センサーを設置	<ul style="list-style-type: none">○営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は20時30分まで

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

- 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

<経済界>へのお願い

- 従業員等に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- 職場における業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

<大学等>へのお願い

- 学生に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めること
- 学生に対し、歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- 年度末に向けて行われる行事（卒業式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

時短要請等コールセンターの設置

特措法に基づく営業時間短縮要請や「感染防止宣言ステッカー」にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名 称：時短要請等コールセンター

設置時期：令和3年3月1日

※ただし、2／27（土）は開設（9時～18時）

開設時間：平日9時～18時

受付電話番号：06-4397-3268

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

レッドステージ（非常事態）／イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請
新旧対照表

資料 2-2

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）	新（3月1日～3月21日）
① 区域 大阪府全域	① (略)
② 要請期間 <u>レッドステージ2の期間（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）</u> <u>※ただし、今後、感染状況などを踏まえ、要請期間の短縮も検討</u>	② 要請期間 <u>イエローステージ2の期間（3月1日～3月21日）</u>
③ 実施内容 ●府民への呼びかけ ○ 不要不急の外出・移動※は自粛すること ※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること <u>（特措法第45条第1項に基づく）</u>	③ 実施内容 <u>（特措法第24条第9項に基づく）</u> ●府民への呼びかけ ○ <u>4人以下※1でのマスク会食※2の徹底</u> ※1 <u>家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない</u> ※2 <u>疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない</u> ○ <u>歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控えること</u> ○ 不要不急の外出・移動は自粛すること

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）	新（3月1日～3月21日）
<p>●イベントの開催について(府主催（共催）のイベントを含む) 【収容人数・収容率等】</p> <p>○【人数上限】5,000人以下 【収容率】屋内：50%以下 屋外：人ととの距離を十分に確保（できるだけ2m） (特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○あわせて、20時以降の時間短縮について協力を依頼</p>	<p>●イベントの開催について(府主催（共催）のイベントを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請</u> ➢ <u>全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること</u> ➢ <u>全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応</u> ➢ <u>イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）</u>

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

新（3月1日～3月21日）

期間	収容率		人数上限
3月1日 から 3月21日	<p><u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2） <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p><u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等 <p>50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	<p>5,000人以下 又は 収容定員50%以内 (≤10,000人)</p> <p>のいずれか大きいほう</p>

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）	新（3月1日～3月21日）										
●施設について											
① 区域 大阪府全域 ② 期間 2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中 ※ただし、今後、感染状況などを踏まえ、要請期間の短縮も検討											
③ 実施内容 【特措法第24条第9項に基づく要請】											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th><th>要請内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 </td><td> 営業時間短縮（5時～20時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時 </td></tr> </tbody> </table>	対象施設	要請内容	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	営業時間短縮（5時～20時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時							
対象施設	要請内容										
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	営業時間短縮（5時～20時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th><th>大阪府全域</th><th>大阪市全域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td colspan="2">3月1日～3月21日</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td colspan="2" rowspan="2"> 対象施設 【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 要請内容（協力依頼） ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○適切な換気のためCO₂センサーを設置 要請内容（特措法第24条第9項に基づく要請） ○営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は20時30分まで </td></tr> </tbody> </table>	期間	大阪府全域	大阪市全域		3月1日～3月21日		実施内容	対象施設 【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 要請内容（協力依頼） ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○適切な換気のためCO ₂ センサーを設置 要請内容（特措法第24条第9項に基づく要請） ○営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は20時30分まで	
期間	大阪府全域	大阪市全域									
	3月1日～3月21日										
実施内容	対象施設 【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 要請内容（協力依頼） ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○適切な換気のためCO ₂ センサーを設置 要請内容（特措法第24条第9項に基づく要請） ○営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は20時30分まで										
※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。											

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

新（3月1日～3月21日）

【協力依頼】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、収容率50%とすること
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需サービスを除く）	

➤ **催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）**

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）	新（3月1日～3月21日）
<p>●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと</p> <p><経済界へのお願い></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること（特措法第24条第9項に基づく） ○ 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること（特措法第24条第9項に基づく） 	<p>●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと （特措法第24条第9項に基づく）</p> <p><経済界へのお願い></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めること ○ 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること ○ 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること ○ 職場における業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）	新（3月1日～3月21日）
<p><大学等へのお願い></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること（特措法第24条第9項に基づく） ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについて、学生等に注意喚起を徹底すること 部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること（特措法第24条第9項に基づく） 	<p><大学等へのお願い></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>学生に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めるこ</u> ○ <u>学生に対し、歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見を控えるよう求めるこ</u> ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること ○ <u>年度末に向けて行われる行事（卒業式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること</u>

発生状況及び要請内容に関する専門家のご意見

専門家	意見
朝野座長	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府民の努力によって現在の感染状況は改善してきている。新規感染者数も 80 人/日、重症病床使用率も 40%程度となっており、いずれもステージⅢ～ステージⅡ相当となっている。 <u>現在の改善傾向を維持するために段階的な解除を行うことに賛成であるし、また必要であると考える。</u> <u>時短の要請の範囲を大阪市内とすることは、市内の陽性者数が市外よりもやや多いこと及び市内に飲食店が多いことから妥当である。</u> 時短を安全確認を行いつつ緩和して行く方針に賛成である。 <u>段階的解除を行う場合、安全の確認のためにリバウンドの兆候を早期に察知する大阪府の「見張り番指標」をいくつか設け、流行を予報し、必要な対策を先手で行い、安全を担保しながら解除の段階を進めて行くことが重要と考え、この点は国の分科会の提言も同様である。</u> 新規陽性者数は、減少傾向であり、20 代、30 代の新規陽性者も減少傾向を維持していることから、増加に転じる兆候は現時点では見られない。 重症病床の使用率も減少傾向であり、60 歳以上の新規陽性者数も増加傾向にはないため、重症病床使用率の減少傾向は 10 日間程度維持されると考える。 <u>大阪府では、60 歳以上の陽性者数は新規感染者の 30～35%程度であるから「重症者数を 40 名程度まで減少させるためには、60 歳以上の新規陽性者数 25 名（1 日あたり）を少なくとも約 3 週間以上継続する」（資料 1－2 の 9 ページ）必要があり、そのためには、新規陽性者数を 80 人/日以下にすることが必要である。これは直近 1 週間で人口 10 万あたり 6 人以下が目標となり、現在の大阪府の陽性者数以下を継続して達成すべきである。</u> すでに、リバウンド兆候を探知するための大坂府の「流行予報」として、①20 代、30 代の移動平均、②重症病床予報として 60 歳以上の陽性者数の推移の 2 つの見張り番指標を提示したが、さらに可能であれば、モニタリングの一環として繁華街における PCR の定点検査による流行状況の把握指標（モニタリング）も検討していただきたい。 <p>☞例）時短要請を行うエリアの PCR による感染率の定点監視。</p> <p>例えば、ミナミやキタなどの繁華街の入り口において夜 6 時から 7 時までの間に飲食を目的として往来する人たちに、任意で唾液を提供してもらい、PCR を行う。この場合、原則として個人情報を収集せず、年齢、性別のみの情報を検体に付け、検査を行う。検査は原則匿名で行うが、結果を知りたい個人には携帯番号を聞きとり、結果を知らせるようにする。あくまでも無症状の陽性者の頻度を知り、流行状況を把握するための調査として、個人の意思に基づき唾液検体を提供してもらう。一か所 50～100 人程度（人数は検討の要あり）の検体の提供を受け、毎日検査を行い、定点での変動を確認しつつ、必要な対策に反映する。検査法としては、陽性率の低い段階では、国でもすでに承認済みの検査法はプール法を用いて行うことが望ましい。</p> <u>会食のルールは、国の分科会では家族以外の場合「いつも近くにいる 4 人まで」としており、大阪府でも「いつも近くにいる 4 人以下（まで）、2 時間以内」という文言を入れたほうがよりわかりやすい。</u> <u>マスク会食について前回の会議でも議論のあったところであるが、マスクの下げ方に関して、マスク表面を触ることは汚染のリスクを避けられないが、マスクのヒモ部分を持って下げるとは表面を持つよりはリスクが低くなるため、耳から外す、もしくはヒモをもって下げる、のいずれかの方法を推奨する。</u>

専門家	意見
掛屋副座長	<p>大阪府下の新規患者数は、1月14日の緊急事態措置の実施により明らかに減少している一方、最近は下げ止まり感がみられており、<u>緊急事態宣言解除後にリバウンドとなるリスクもはらんでいる。再増加に転じると遅れて数週後には重症患者の増加に繋がり、病床逼迫に直結する。重症患者が十分に減少する（少なくとも40名程度）までは、緊急事態宣言解除後も時短要請を継続することが望ましいと考える。</u>感染対策と経済活動との両立を目指すための段階的な解除として、現段階で飲食店等の営業時間短縮を21時までに延長することはやむなしと考えるが、年度末という時節柄、一挙に利用客が増える可能性がある。推奨される「マスク会食」は現在の国民の行動様式を鑑みると、今後も普及する可能性は高くないのではと危惧する。<u>今後は「さらに安全な飲食店」を作っていくことが期待される。</u>現在、「感染防止宣言ステッカー」を掲示している飲食店の感染対策は様々で、当初は距離を保つために間引きされていた座席も復活し、パーテーションも低く感染対策が十分でない施設も多く見られる。施設の利用は府民任せではなく、行政の再指導（例：安全な店舗の再認定、安全店舗のランク分け）、<u>施設改修等の援助をお願いしたい。</u></p>
佐々木委員	<p>基準①「新規陽性者数が7日連続300人以下」に関しては、1月31日に214人と300人を切って以後、2月25日に至るまで、26日間300人以下が続いており、最近の1日平均は100人を切っている。基準②「重症病床使用率が7日連続60%未満」に関しては、2月17日60%未満の基準を達成後、2月25日に至るまで、9日間基準を満たしており、最近は40%台である。重症病床（中・軽症病床も含めて）の逼迫状態は緩和されていると考えられ、3月1日からの緊急事態宣言の解除は妥当であると思われる。<u>最初の「大阪市全域21時まで」の時短要請は妥当であると思われるが、地域限定の1時間の時短の延長が、どれほど効果的であるか不明であり、早期（2週間は必要）の検証が必要である。</u>したがってその期間はとりあえず2週間に設定し、その後は、基本的に2週間単位で検証していくはどうか。</p> <p><u>より重要なことは、時間短縮よりも、飲食店や遊興施設での会食や飲酒の在り方等、感染防御策の持続的な徹底にあると思われる。</u>リバウンド防止についての大坂府の方向性は実行可能であれば、的を射たものであると思われる。</p>
茂松委員	<p>○時短要請について 医療体制面での最大の弱いポイントは重症病床が少ないとある。この重症病床の稼働率を、時短要請の判断の拠り所とするのが、妥当だと思う。そして、<u>重症病床に関する国ステージⅢ基準「重症病床 最大確保病床の占有率 20%以上」を上回っている状況下では、時短要請を継続した方がよいと考える。</u></p> <p>○リバウンド防止策について リバウンド対策に関する“府の取り組みの方向性”について、異論はない。<u>行動する機会が多く、その範囲も広い若者層の兆候や、歓楽街をモニタリングすることは肝要である</u>と思う。</p> <p>リバウンド防止策で重要なことは、<u>拡大兆候を把握した場合、早期に対策を講じることである。</u>リバウンドしないよう社会的な取り組みが進むよう願っている。</p>

専門家	意見
白野委員	<p>○緊急事態宣言解除後の営業時間短縮要請について 年度末を控え、人の移動が予測しにくいところもあり、<u>大阪市全域、3/1～21まで3週間、21時まで</u>という要請は現時点では妥当と考える。 いつまで継続するかは、今は決められず、3週間後の状況を踏まえ、以後は3-4週間ごとに評価し段階的に解除していくしかないのではないか。 上記の時短要請を継続する限り、急激に重症者が増えることはないと考えるが、重症病床使用率が45%という数字は、医療現場としては決して余裕がある状態ではない。<u>新規感染者数が再び増加に転じてきた場合、約2週間後には重症患者も増加することがこれまでの経験から分かっているので、重症病床使用率70%にこだわらず、早めにブレーキをかけるようにお願いしたい。</u></p> <p>○解除後のリバウンド防止策について 卒業、退職、異動などに伴う会食の機会は増えると予想され、政府分科会の提言はおおむね妥当と考える。 4人までなら、<u>昼間なら騒いでもOK</u>、と短絡的な発想にならないよう、メディア関係者に伝えるときにも十分配慮いただきたい。 <u>マスク会食について、反対するものではないが、注意いただきたい点がある。マスクの表面は汚染されており、それを頻繁に触りながら飲食をすることはかえって感染のリスクになりうる。（自分が感染している場合：自分のマスクを触った手で、食べ物を運んだりして取り分けるなどして、他者に感染させるリスクがある。他者が感染している場合：その飛沫を浴びた可能性のあるマスク表面を触った手で飲食することで、自分に感染するリスクがある。）こまめな手の消毒も併用すること、職場や学校での<u>昼食</u>などでは、引き続き孤食・黙食を徹底し、食べ終わった後であらためてマスクを装着したうえで会話を楽しむようにしたい。</u></p> <p>○その他 感染者が減って余裕があるうちに、医療機関や高齢者施設での感染対策の見直し（研修や相互ラウンドなど）、事例の共有などを行い、クラスター発生を少しでも抑えるようにしていただきたい。</p>

専門家	意見
倭委員	<p>緊急事態宣言解除後のリバウンドに対する警戒が極めて重要である。すでに現段階で新規感染者数の下げ止まりの傾向が見られている。<u>緊急事態宣言解除後の段階的な対策緩和として引き続き 21 時まで時短要請を行うことは妥当であると考えられる。</u>しかし、<u>対象区域として大阪府全域から大阪市全域と狭めるのであれば、時短要請のない市外での感染の広がりが予想される。</u>これまでと同様に<u>各店での感染対策の継続、会話時のマスク着用など『緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方』や『当面の間の飲食業の在り方』、また、可能な限りリモートワークを行ったり、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会を控えたり、花見は宴会なしで行うなどの『当面の間の生活の在り方』の周知徹底が求められる。</u>また<u>リバウンドの予兆を早期に探知するためには、すでに大阪府では 20、30 歳代の新規陽性者数 7 日間移動平均による感染拡大兆候のモニタリングを開始しているが、歓楽街など感染リスクが高い集団、場所でのモニタリングを行うことが必要である。</u>また、<u>高齢者施設でのクラスター発生を防止するために職員に対する定期的な PCR 検査の継続、またクラスターが発生した際の早期探知、感染対策チームの早期派遣などを引き続き行うことが重要である。</u>さらに、直近、大阪府でも検出された市中での<u>変異株に対するスクーリーニングをさらに拡大して行うこと、またワクチン接種を可能な限り早期に行うことなども求められる。</u></p> <p>一方、万一の感染再拡大が見られた際の<u>早期の大坂モデルによる赤信号（医療提供体制のひつ迫）の再点灯を行うかどうかなどの検討を速やかに行うこと</u>が必要である。もちろん、次なる波に対面した際に赤信号の再点灯が起らぬよう対策を行うことが重要であり、そのためには新規陽性者数が増加に転じる前に重症者数をどこまで減少させておくかによって決まるかと思われる。<u>依然として重症者数は 95 名と多く、また今後、重症者となる可能性が高い年齢層である 60 歳以上の陽性者数は直近でも 30 名前後を推移している。</u>大阪府の試算では重症者数を 40 名程度にまで減少させるためには、1 日あたりの 60 代以上新規陽性者数 25 名程度が少なくとも約 3 週間以上（重症者数の平均入院期間）続く状況にまで、新規陽性者数を減少させることが必要となる。<u>これから人の移動や会食機会の多い 3 月末から 4 月上旬を迎えるにあたり、時短要請を少なくとも 3 週間はまずは継続して行い、その間の感染者数の推移、上記に述べたモニタリングの推移を注意深く観察し、感染状況により 3 月中あるいは 4 月上旬までの継続を検討する必要があると考えられる。</u></p>

**「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」
(新型コロナウィルス感染症対策分科会 2月25日) を踏まえた今後の取組みの方向性**

分科会提言にあるリバウンド防止策について、今後、以下のとおり取り組んでいく。

提言		府の取組みの方向性	実施時期
[I] リバウンド防止のための日常生活の在り方	飲食店の感染防止策の支援	○感染防止宣言ステッカーの普及促進（ガイドライン遵守の徹底）	実施継続中
[II] リバウンドの予兆の探知	①リバウンドの早期探知	○国と連携し、市中（歓楽街など）で「モニタリング検査」を実施 データ解析により、感染症の流行・拡大を早期探知	来週中目途
	②「深堀積極的疫学調査」の実施	○大阪モデルの見直し ※20・30代新規陽性者数7日間移動平均により感染拡大兆候をモニタリング（2/19～）	3月中目途
	③感染リスクが高いと思われる集団・場所を中心とした「モニタリング検査」の実施	○保健所業務の重点化（※）により積極的疫学調査を継続実施 ※疫学調査項目の重点化（高齢者との接触や医療機関、高齢者施設等クラスターリスクの高い施設との関連、キーワード（「夜街」、「旅行」、「海外由来」等）との関連）	実施継続中
	④「高齢者施設職員に対する定期的な検査」の実施	○上記①の「モニタリング検査」とおり	来週中目途
	⑤高齢者施設への専門支援チーム派遣	○2週に1回の高齢者施設職員への集中検査 ※4月以降は感染状況を踏まえて検討	2/22～3末まで実施継続中
[III] 予兆への迅速な対応	国と連携し、重点的なPCR検査等や時短要請等の必要な対策を実施	○院内感染対策チームを設置（令和2年4月）、要請に応じ派遣 ○必要な対策を実施	実施継続中 随時

2月19日（金）第38回大阪府対策本部会議 朝野座長の発言概要

<今後の感染対策全般について>

○変異株であっても対策は全く変わらない。マスクや三密回避が基本であり、それ以上でもそれ以下でもない。

新型コロナウイルス感染症は「社会の生活習慣病」だと考える。「社会の生活習慣病」は予防ができ、生活習慣は変えていけるもの。感染が起こらない社会生活を組み立てていくことが必要。

今後も変異株は起こりうるものであるが、感染対策は一定である。

感染の流行が起こるのはウイルスそのものの動きというより、人の行動によって大きくも小さくなるものであるということを理解したうえで、どのように新しい生活を送り、ワクチン効果を利用するかが重要で、変異株だからどうこうではなく、基本的感染対策をしっかり根付かせていくことの方が重要。

<マスク会食について>

○マスク会食において、（食べる際にだけ顎にマスクを上下させる手法は）表面が汚染されている可能性があるため、マスクの表面を触ることはお勧めしない。

ただし、手が汚染されていることを意識して箸で食べたり、手をアルコール消毒すれば問題なく、表面を触った手を目や鼻、口に持っていくことにリスクがある。

○自分が感染している場合、マスクで口を覆うことにより、周囲の感染リスクが少なくなることから、相手を守るという意味で有効。

○（飲食店に新しいマスクを準備してもらうことについて）有効な策だが、マスク会食を義務化すると、マスク会食していない客を注意する従業員のメンタルも考えていただきたい。やってくれる人にそうすることは非常に有効。

感染研の報告のとおり、1人が感染していると、6～7人でテーブルを囲むと8割は感染すると言われているので、感染している人が会話時にマスクしていると周囲に移さないことから有効。あごにマスクをずらして飲食する手法も、人に移さないという意味で有効。

○（あごにマスクを上下させる手法は）マスクの表面を触ることで自分にはリスクがあるが、人に移さない、人を守るためのマナーという考え方を普及させることは適切。自分を守るため、手を洗うなどすればもっと良い。

商店街におけるCO2センサーのデモンストレーション結果について

資料 3 – 1

目的

- 特に三密対策が求められる商店街内の飲食店等に安心して来訪いただけるよう、府のモデル商店街における感染症対策の一環として、国が推奨するCO2センサー設置のデモンストレーションを実施。
- その成果を広く情報発信し、安心して買い物ができる商店街の浸透に繋げた。

1. 実施場所

商店街内の40店舗で実施

- 天神橋三丁目商店街（北区）
 - 戎橋筋商店街、難波センター街商店街（中央区）
- ※ 11~12月の時短要請対象区域であることを踏まえた選定
※ 商店街組合を通じて実施店舗への協力を要請

2. 実施内容

R2/12/19~（センサーは現在も設置）

●CO2センサー設置

- 各商店街が選定する店舗にCO2センサーを設置
(府の感染防止宣言ステッカーの登録を条件とする)
- 設置や換気見える化するための啓発サインを掲示

●来街者への啓発ちらし配布等

- CO2センサー設置や換気の重要性をPR
- 各店舗へのアンケート調査を実施

3. アンケート結果

R2/12/25公表



目安の認知度	Q1.国が示している適切な換気（CO2濃度1,000ppm以下維持目安）や適度の保湿（湿度40%以上目安）について、知っていましたか？	→ 約9割が、今回認知
換気等の実施	Q2.今回、適切な換気や適度の保湿の確認や実施につかなければなりましたか？	→ 約9割が、つながったと回答
主な意見	「商店街をあげて感染症対策に取り組んでいることを発信できた」「数値が見えるのでありがたい」「適切な換気で安心な店作りにつなげたい」など	

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け（窓を少し開け、室温は18°C以上を目安！）
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下（*）を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



出典：内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」HP

第 20 回豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

現況について 資料

令和 3 年(2021 年)2 月 27 日

健康医療部長 兼 保健所長

新型コロナウイルス感染症発生の状況

国内：感染者数 429,472 名、死亡者数 7,722 名

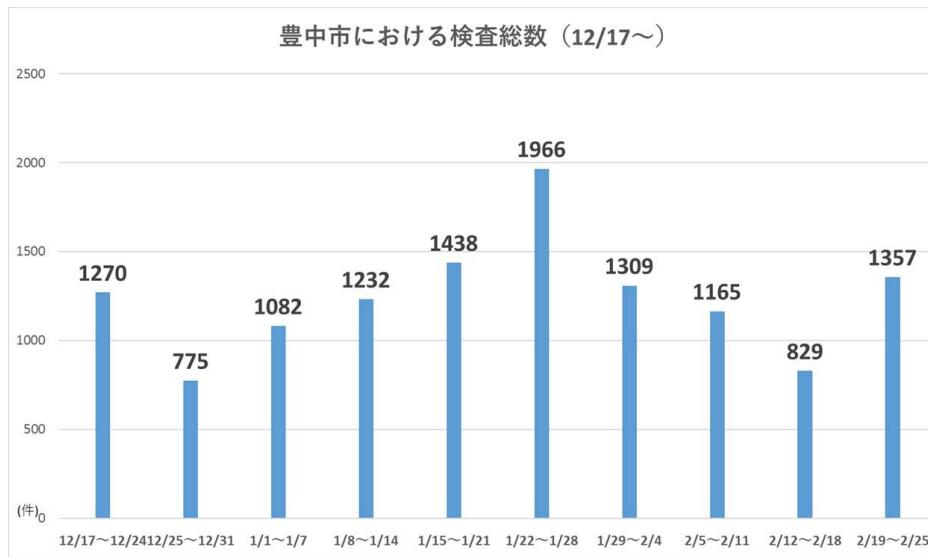
(2 月 26 日厚生労働省発表 (2 月 25 日各自治体公表資料集計分))

大阪府発表：感染者数 46,923 名、死亡者数 1,106 名 (2 月 25 日発表)

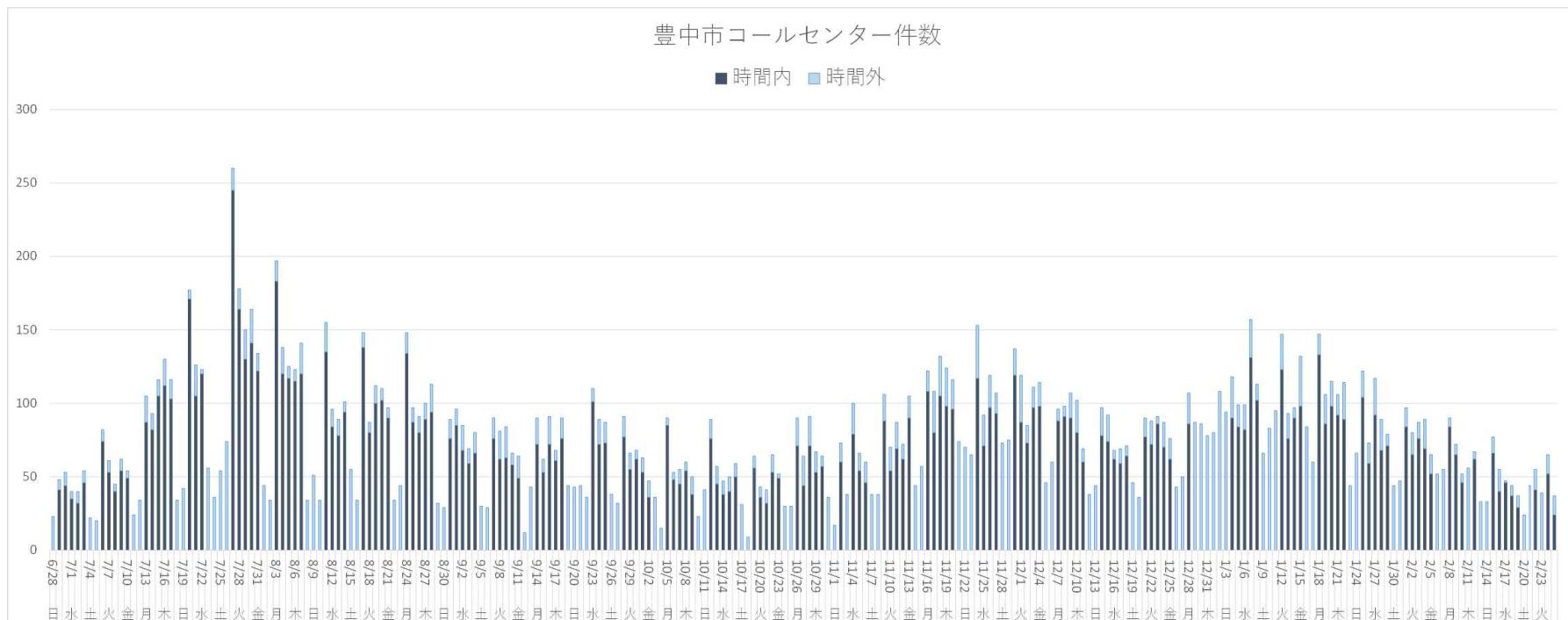
1. 豊中市における発生の状況 (2 月 25 日 13:00 現在)

区分	人数 (名)	備考
総計	1,637	
うち回復	1,549	うち 22 名 他市フォロー
うち死亡	44	

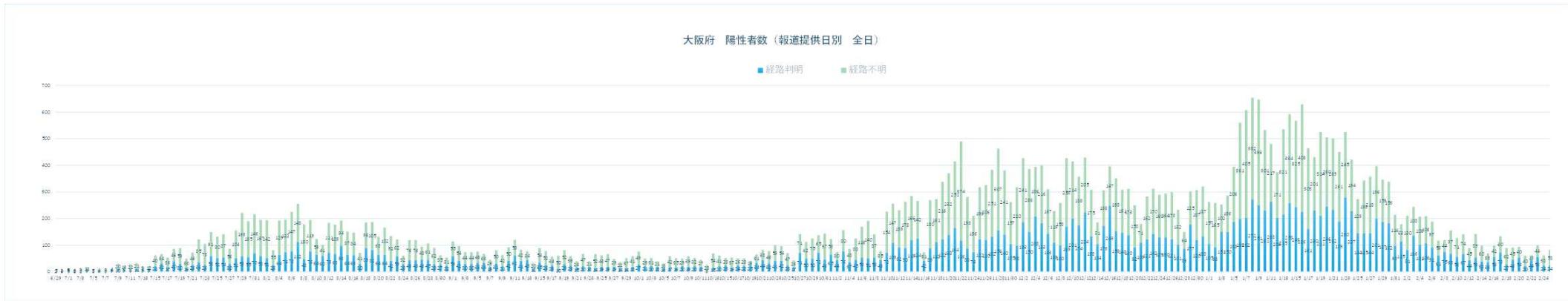
2. PCR・抗原検査（2月25日現在）



3. 豊中市コールセンタ一件数（2月25日現在）



4. 大阪府 陽性者数（報道提供日別 全日）(2月 25 日現在)



5. 豊中市民 陽性者数（報道発表資料より）(2月 25 日現在)

